

第二十二回国会
衆議院

外務委員会・農林水産委員会連合審査会議録第一号

昭和三十年七月十二日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

外務委員会

委員長 植原悦二郎君

委員 大橋 忠一君

委員 須磨彌吉郎君

委員 福永 一臣君

委員 伊東 隆治君

委員 並木 芳雄君

委員 稻村 隆一君

委員 細迫 兼光君

委員 西尾 末廣君

委員 岡田 春夫君

委員 農林水産委員会

委員長 綱島 正興君

委員 安藤 覺君

委員 松浦 東介君

委員 足鹿 覺君

委員 五十嵐吉藏君

委員 石坂 繁君

委員 木村 文男君

委員 原 捨恩君

委員 川村善八郎君

委員 田口長治郎君

委員 赤路 友藏君

委員 石田 有金君

委員 佐竹 新市君

委員 出席國務大臣

外務大臣 重光 葵君

委員 出席政府委員

外務事務次官 園田 直君

外務事務官 島津 久大君

外務省参事官 矢口 龍藏君

外務省参事官 安藤 吉光君
大蔵事務官 正示啓次郎君
(主計局次長)
農林政務次官 吉川 久衛君
委員外の出席者
外務省参事官 石井 喬君
外務委員 佐藤 敏人君
外務専門員 村瀬 忠夫君
農林水産委員 岩隈 博君
農林水産専門員 徳久 三種君

本日の会議に付した案件
日本海外移住振興株式会社法案(内閣提出第一三六号)

〔植原外務委員長委員長席に着く〕
○植原委員長 これより外務委員会、農林水産委員会連合審査会を開会いたします。慣例によりまして私が委員長を勤めますからさよう御了承を願います。
日本海外移住振興株式会社法案を議題といたします。通告順によって質疑を許します。石坂繁君。

日本海外移住振興株式会社法案
(会社の目的)
第一条 日本海外移住振興株式会社(以下会社という)は、日本国民の海外移住を促進するため、渡航費の貸付並びに移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行うものとする。

の事業に必要な資金の貸付を行うほか、必要に應じ、移住者を受け入れる事業に対する資金の貸付及び投資並びにその事業の経営を行うことを目的とする株式会社とする。
(株式)
第二条 会社の株式は、額面株式とする。
(政府の出資)
第三条 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。
(商号の使用制限)
第四条 会社以外の者は、その商号中に日本海外移住振興株式会社という文字又はこれに類する文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)
第五条 会社の取締役は、四人以内、監査役は、二人以内とする。
(取締役及び監査役の選任等の決議)
第六条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、外務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(取締役の兼職制限)
第七条 会社の取締役は、他の報酬ある職務及び営業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(業務の範囲)
第八条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること。
二 移住者及びその団体の外国において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対し、その事業に必要な資金を貸し付けること。
ただし、日本輸出入銀行の業務の範囲に属するものを除く。
三 海外移住を促進するため必要があるときは、外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者とその事業に受け入れるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。
ただし、日本輸出入銀行の業務の範囲に属するものを除く。
四 海外移住を促進するため必要があるときは、外国において本邦から移住する者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
第九条 政府は、算定の範囲内においては、会社に対し、前条第一項第一号の渡航費の貸付に必要な資金を貸し付けることができる。
(渡航費の貸付に必要な資金の貸付)
第十条 会社は、業務開始の際業務の方法を定め、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
(営業年度)
第十一条 会社の営業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
(事業計画等)
第十二条 会社は、毎営業年度の開始前に、当該営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を外務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。
(借入金)
第十三条 会社は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。
(杜債)
第十四条 会社は、杜債を募集しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。
第十五条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて杜債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又

は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいづれか少額の五倍をこえてはならない。

3 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和十九年法律第九十五号)第二条の規定は、会社が社債を発行する場合については、適用しない。

(一般担保)

第十五条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(手形の買取)

第十六条 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、外国銀行と、会社が外貨資金の借入のため当該外国銀行を受取人として振り出す手形を、その満期の日の前日までに買い取る旨の契約をすることが出来る。

(利息債務の保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨資金の借入に係る利息債務について、保証契約をすることが出来る。

(政府所有株式の後配)

第十八条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎營

業年度において配当することが出来る利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することが出来る利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当しなければならぬ。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

(重要財産の譲渡等)

第十九条 会社は、その所有する不動産その他の重要な財産で外務省令で定めるものを譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならぬ。

(財産目録等の提出)

第二十条 会社は、定時総会の終了後、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を外務大臣に提出しなければならない。

(監督)

第二十一条 会社は、外務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

き。

(定款の変更等)

第二十二条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、外務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(協議)

第二十三条 外務大臣は、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十九条及び前条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告の徴収及び検査)

第二十四条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社から報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十五条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これは、三年以下の懲役に処する。これは、三年以下の懲役に処する。これは、三年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することが出来る。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することが出来る。

第二十七条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十二条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算を提出しなかつたとき。

二 第十三条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 第十九条の規定に違反して、重要な財産を譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は取得したとき。

五 第二十条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表又は損益計算書を提出しなかつたとき。

第二十九条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

2 外務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して發起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成したときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

4 外務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、会社の設立に際し、一億圓に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

6 設立委員は、会社の設立に際し発行する株式の總数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

7 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

8 商法第六十七条及び第八十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(商号についての経過規定)

9 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本海外移住振興株式会社という文字又はこれに類する文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(營業年度等の特例)

10 会社の最初の営業年度は、第

一条の規定にかかわらず、会社の成立の日が始まり、昭和三十一年三月三十一日に終る。

11 会社の最初の営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十二条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「最初の営業年度の開始後遅滞なく」と読み替えるものとする。

12 政府が、第十六条の規定により手形を買い取る旨の契約をすることのできる限度額及び第十七条の規定に基き保証契約をすることが出来る限度額は、昭和三十一年度においては、それぞれ、十億八千万円及び一億二千九百六十万円を契約の締結の時における基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）により換算してアメリカ合衆国通貨をもって表示した額とする。

（租税特別措置法の一部改正）
租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十條の三の次に次の一條を加える。

第十條の四 日本海外移住振興株式会社が左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する

ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立

二 会社の資本の増加

○石坂委員 この海外移住振興株式会社法案につきましては、すでに外務委員会ですれぞれ権威ある方々から相当質問がなされておまして、私も一応外務委員会の会議録を拝見いたしましたのでありますから、なるべく重複を避けましてお伺いをいたすつもりであります。

第一に私のお尋ねいたしたいことは、今後の移民外交の展開ということでございます。この移民問題につきましては、さきの吉田総理も非常に御熱心であつたようであります。この三銀行の借款の成立のごときも、これは吉田総理の遺産だといつてもよろしかろうと思ひますが、引き続きまして鳩山内閣になりまして移民問題を非常に大きく取り上げて参つたことも御承知の通りであります。重光外務大臣は、第二十一国会、第二十二国会におきましてその外交方針演説の中にもこれを取り上げておられます。園田政務次官は、この法案審議に當りまして、この機会に戦後の移民外交の大転換を考へておられる。こういうふうな七月二日の外務委員会ですれぞれの御意見を伺ひたいと思ひます。私はこのことにつきまして大きく期待いたしておるものであります。第一中南米諸国との移民協定、これはまだ成立いたしておらないのであります。これまでも南米諸国に対する移民につきましてはいろいろの批評がなされておる。外務委員会におきましても稲村委員は、アマゾン移民は棄民である、こういうことも言つておられるのであります。なお松原移民、辻移民につきましても、これは行き詰まつてお

るという批評を受けておる。かような状態に立ち至りましたことには、それれいろいろの事情はあるかと考えまされども、私の考えるところでは、これらの移民について政府の協力が乏しく、国と国との間の話し合い、つまり両国間の交渉がなかつた。そのために入国への準備が十分でなかつたといふことが、大きな原因ではないかと思ふのであります。それで、この後日本からの移民を多量に送出するということにつきましては、これはその受け入れ国との間の移民協定をすみやかに締結する必要がある。イタリアのごときはすでに移民協定がなされて毎年多数の移民を送つておる、こういうふうなことであります。外務委員会における外務当局の答弁を聞きますと、ボリビアには今進行中だ、しかしその他の国におきましてはその交渉が始まつておるのか、あるいはどういふ程度に進んでおるのか、これらの点についての答弁が明確でないのではありません。何といひましたとしても、政府が今計画されておるような移民を強力に推進するためには、まずもって移民協定締結の必要があると思ひますが、かような点についての外務当局のいわゆる移民外交推進の過程及び今日までの段階とこの後の見通しについて伺ひたいと思ひます。

○園田政府委員 御指摘の通りでございます。移民を飛躍的に推進して参りますのには、過去の移民の実績を考慮いたしまして、国と国との協定による責任ある移民を推進することは当然のことでございます。しかしながら一例をブラジルにとりましても、日本移民の障害というものは多々ございまして、その一番大きな障害は、かつてのわれ

われの責任もございしますが、日本人が戦前のごとく軍国主義的な考え方によつて、日本人が組織的に日本人の勢力を自分の国に浸透するのではないかと、あるいは移民をした日本人の人々が集団を作つて、日本人村といふか、日本人部落を作つていふような点などが、いたく相手国を刺激したといふおそれがある。為政者との間にいろいろな移民の話し合いを進めますと、それは大体今のところにおいては順調に参るのでございしますが、これが一つの法案となつて、正式に議會もしくはその他の機関の審議を受ける段階に入りますと、以上のような面からなかなか困難な点が、従ひまして、政府といたしましては、将来は移民をやる国とは、政府と政府との責任ある協定によつて保障された移民を推進するために、各国との移民協定を考へておるのであります。が、今日の段階においてはボリビアと移民協定の話し合いが進んでおるだけでありまして、他の国々とは内々そういう方向に前進しようとして努力を続けておる段階でございます。

○石坂委員 ブラジルに対する移民協定の問題につきましては、大体同様の答弁がすでに外務委員会ですれぞれおるようであります。しかるに外務省の構想では、単にブラジルだけではなく、中南米各国その他東南アジア方面等まで広く移民を送るというような構想を持っておられるようでありまして、なお、ただいまいただきました移民関係の資料によりますと、移民協定締結のために相当の予算を計上されておることが明らかに参つておりますが、この予算の面から考えましても、単にブラジルだけでなく、他の方面との関係からいたしまして、ただいまの外務省の答弁では満足できないのであります。その他の関係においてどういふふうに進行されるつもりなのか。あるいはまた国と国との交渉によると相手国を刺激するおそれがある、こういうふうなことを言われますならば、ブラジルに対する大量の移民といふことは非常に困難ではないかと考えられる。そこに非常な政策上の矛盾と申しましようか、答弁と政策の上に矛盾があるように考えられる。そこでブラジル以外の国との移民協定の問題及びブラジル国に對しましての移民を多く送出するために政府は何もしないのか、あるいは他に適當な方法をやるつもりでいらっしゃるのか、あわせてその点を伺ひたい。

○園田政府委員 ブラジルにいたしましても、現在政府の機関にかけると協定が成立しにくいという状況ではございしますが、逐次好転もいたしておりますし、なおまた移民外交を推進することによつてそういう誤解を解きブラジルと日本の国との間に協定を結ぶように進めていきたいと考えております。なおそのほかブラジル以外のボリビア、ドミニカあるいはその他の国々、東南アジアにおいてはカンボジア、ビルマあるいは、将来はボルネオなどの国とも話し合いを進めていきたいと考えております。

○石坂委員 ただいまいただきました移民関係資料の二十五ページ、三十年度移民関係予算中に、移民協定締結のための外国旅費といふことで二百五十一万円計上いたしておるようでありまして、これは一体どの国との交渉のため

につきましては、数字のみをあげて、今までの計画を御報告をいたしておきましたが、その詳細な計画の御報告につぎましては、その後、日本の移民問題から見て五十万人くらいではとうてい移民の成果が上らないといういろいろな御意見もございまして、かつまた今日の状態では、主として中南米でございまして、将来は近距離の、渡航費その他の費用がなるべく少なくて済む近隣、東南アジア諸国等もございまして、こういう点につきましても検討を加えなければならぬし、さらにその詳細なるものは今度移民局の設置を許可せられ、かつこの会社がございまして、内閣に移民審議会を設置して、審議会の内閣総理大臣に対する答申の計画に基いて、さらにこの計画を検討し直すべき段階に参りましたので、詳細な御報告は避けておるわけでございまして、中南米の移民につきましては大体今のところ、これも見通しでございまして、十年間くらいは大体受け入れる見込みはある、このように成算を持っております。

○石坂委員 計画はまことに大きな計画であります、戦後移民が開始されましたから今日の実績は、当委員会での説明の通りであります。最初は五十四人、これは昭和二十七年の年末でありますから、わずかでありますが、二十九年度をもつていたしまして、もわずかに三千七百四十一名であります。これは政府の答弁されるところであります。そこで十年間五十万人の計画だということはなかなか実現することとは困難ではないか、それはしかし将来政府の善処を待つことにいたしますが、現在当面の問題といたしまして移

民送出にいろいろな隘路があります。その第一は、渡航資金の問題であります。この渡航資金貸付の問題につきましては、外務委員会において、この移民会社に関係いたしまして、いろいろ各方面から質問応答が繰り返されておりますから私は省略いたしますが、実際渡航費の問題が非常に問題になっております。これは現在農林省等で行っている内地入植者に対する補助の金額から考えますならば、一世帯五十万円程度の金は、これは貸付ではなくてむしろ補助する方がよろしい、私どもはかように考えております。農田政務次官は、現在財政の都合上やむを得ないけれども、将来はそういうふうにしたというような希望のなことを述べられておりますが、現在においても現に内地入植者については五十万、七十万というものが一世帯当りの補助金として与えられておる。そうすれば今日の渡航費等は補助金としてやつてもいいのではないか、これが一つ。

もう一つの問題は、こちらから参りますのに、雇用移民は別といたします。が、向うの計画移民で行く者に携行資金を一世帯当り十五万ないし二十万持たせてやらなければならぬ。従来移民はおもに農業移民であり、この後もまた主たる移民は農業移民であると思ひますが、その人たちが金を作るのにはどうしても農地とかあるいは農村に於いての家屋、宅地を売らねばならぬ。私どももこのように末端の移民を取り扱つておるものとして一番痛切に感じますことは、携行資金調達に非常に困難をするという点であります。それは中央においていよいよ決定いたしましたので、現在当面の問題といたしまして移

い。その間に農地等の処分をいたそうといたしますと、第一に法規上いろいろの制約を受けておることは御承知の通りであります。しかもいよいよ出発までになつてどうしても捨て値で売らなければならぬというような羽目にあつた人たちに對して、好意的に、同情的に高値で買つてくれればよろしいのであります。その道でありまして、安く買われてしまふ。こういうような状態、この携行資金の調達に非常に苦勞しております。現に私どもが扱つた事件、これはまれなケースであるかも知れませんが、その日の午後一時に杜行会を開こうとしておるのに、十二時過ぎになつて手紙を持ってきた、どうして携行資金ができませんからやめなすといつて、出発まで断つてきたものもあつた。こういう事態がとどき出て参ります。ですから、政府がせつなく移民問題を推進しようとするならば、渡航資金の補助あるいは携行資金についての貸付というやうなことを政府が講ずることによつて、その移民の隘路を開いていただきたい。かようなことを私ども平素痛切に感じておるわけであります。今後かような問題について外務省なり農林省なりがどういふお考えを持っておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○石井説明員 私からお答え申し上げます。ただいま御指摘のございました点、私どももまことに痛感しておる点でございます。まして、実は合格の通知が参りましてから出発までの期間が非常に短かいといふことで非常に悩んでおりまして、できるだけ早く許可が参るよう、に相手国政府と折衝いたしたのでありますが、何分にも私どもの思うようになかなか運んでくれないもので、そうかと申しまして、向うの確定的な許可がありませんうちに、こちらでもつて財産処分をするというやうなことは、あとにいつて非常に困る問題が起りますので、やはり向うで大丈夫だ、ダイザの許可を与えたといふ指令を待ちましてから、すぐ支度をしてくれといふことになりまして、その点まことに申しわけないと思つておる次第でございますが、これは今後向う側ともよく折衝いたしまして、できるだけお話のやうな方向へ努力いたしたいと思つております。

なおただいまお話のございました携行資金の問題でございますが、当初は携行資金について特に相手国の制限はございせんでした。ほかの国はございせんが、ブラジルにおいては例のウナ事件が起りました。以来、移民は必ず十八ポンドに相当する円貨の携行資金を持つてこい、これはつまり一年間の生活資金に当るものと思ひますが、それを持つてこいといふことになつておりましたために、それだけは日本でもつて作つて持つていつてもらう。今後会社ができましたらば、営業資金等につきましては、ある程度そちらの方でめんどうを見ることができるようになつておると思ひます。この点果して十八ポンド必要であるかどうか。それは会社ができまして上でさらに相手国と十分に折衝をしていきたいと思つております。ただいまお話のございましたやうに、携行資金を作るために国内で非常に困難をしておられるという点は、私どもも痛感しておるところでございます。まして、この点につきましては農林省とも十分に打ち合せをいたしまして、こ

とに国内の農地の処分の問題は農林省の所管でございますが、いろいろと案を作つていただきたいと思つております。それから渡航費をこの会社を通じて貸す、これを補助金でいいではないかといふお話ですが、これは先ほど前から政務次官からお話申し上げております通り、私どもはできればやはり補助金ということであるのが一番いいと思つておりますが、現状におきましては、遺憾ながらまだそこまではないといふ次第でございます。

○吉川政務委員 石坂委員のただいま御指摘になられました通り、移民が出発に際して土地を処分するといふ場合に、いつもいろいろ問題を起していることは事実でございます。私も昨年中南米に参りまして、ボリビアのサンタクルースが日本移民に適地であるといふことを見て参りましたので、自由党の今村忠助君も二年続けて行つて見てこられたのも、非常に好適な場所であるといふことであつたと思ひますが、帰つて参りまして私が向うの事情をお話をしていられるうちに、国会に勤めております若い職員が、家族を連れて最近ボリビアへ旅立たれたのであります。その人が立つに際して、今石坂委員御指摘の通り問題が出まして、足元を見られて非常に安く買ひ取られたと涙を流してくやしがつておりました。私も勤めた関係上責任を感じていろいろめんどうを見て上げたのでございしますが、この問題については、農林省としてはきわめて重要な問題でございします。町村役場、農協、農業委員会等の御協力を得るよう指導をしたいと思ひます。特に農業協同組合あたりがもつと責任を持つて、その組合

員の農地の処分等については、もう少し親切に深入りをしてめんどうを見てやるようなことのできるように、農林省としては指導したいと考えております。

○石坂委員 ただいまの問題につきましては、私も不安を持っておりますけれども、これはここで押し問答をいたしますよりも、委員会外で外務省なり農林省当局と折衝いたしまして、問題の解決に当たりたいと思います。

なおもう一つの移民送出の隘路は、これは確かに船腹の問題であります。

そこでかりに年間五万人の計画、それを半分にいたしても、現在の船腹の状態ではなかなか容易ではあります。ただいまの資料二十三ページを見まして、移民船の現状のところはわかりますけれども、確かにこの隘路をいかにして解決するかというところは、この資料ではわからないのであります。

現在の大阪商船の船、ぶらじる丸、あめりか丸、あふりか丸、それにさんとし丸、さらにロイヤル・インター・オーシャンラインズ、これらで送っているようでありますが、それらの数は非常に少ないのであります。この後政府は多量に移民を送出しようという計画を持っておりますならば、資金関係と同時にまた船腹の問題も速急に解決してもらわなければなりません。飛行機等

の問題も資料には書いてあるようでありましたが、これも将来やっていただけましようが、とりあえず船腹の問題だと思ひますが、これについても現在政府の具体的船腹増強の方法は、どういふふうにお考えになつておられますか。

○園田政府委員 ただいま御質問の点

は、外務省といたしましても痛切に感じたところでございまして、今年度予算折衝に当りましては、移民のための造船の費用として十六億円のものは、三十二億の予算折衝をいたしました。いろいろ予算折衝の経過において、今年度には予算は現実に実現はいたしませんでした。しかし今年度の送

出計画につきましては、ただいまのところこの船及び外国船等の準用によつてまかない得ますので、将来逐次増加するにつれては、御指摘の通りの移民のための造船を考えております。

○稲村委員 関連して伺います。実は先ほど園田次官のお話の中に、移民協定はボリビアしかできていない、こういう話ですが、これが私非常に大切な問題だと思ふ。この間私は実は本会議で質問するつもりであつたのですが、日伯関係のいろいろむづかしい問題が起るし、今後の移民にも重大な関係がある、その点を考えまして自発的に私は質問をやめたのでありますけれども、この移民協定ができていないとい

うことが非常に問題なので、たとえば松原さんという人が移民をやつて失敗した、いろいろな苦労がある。この人はいろいろ聞いてみると人間としては非常にまじめな人でないかと思ふ。ところが移民協定ができていないで個人でやるとなると非常に悲劇を生む。たとえば六月十八日の英文毎日を見ま

すと、ヴァルガス大統領からだいたふ大な土地をもらった。そこで五千家族入れるというので、大統領の秘書であるアルヴェスというのに百万円の献金をした、それが暗殺の費用になつて、大統領の反対派の暗殺の費用に使つて、その責めによつて大統領が自殺した、

こういうことが出ているのであります。これは誇張かどうか存じませんが、個人的にやるとそういうような松原氏としてもやむを得ずして献金しただらうと思ふのですが、そういう政治的なことによつていろいろ利害関係が必ず生じてくる。それはこの政界でもそういうことはありがちであります。特に南米諸国はそういうことが多

いというのを聞いています。私はいろいろな南米の移民の悲劇を事実知つていて、手紙をたくさん持つておりますが、今も農林委員の人から鳥取県の海外協会の大久保事務局長が、聞いたこと、約束したことと全然違

う、実に惨憺たるものでお話をならぬと新聞記事が出ておりますが、見せていただきました。そういうようなことは移民協定がないからである。たとえばイタリヤ、ドイツあたりはちゃんと政府が選抜をいたしまして一切調査して受け入れ態勢を作つておる。い

いよこれは何といつても日本の国民が移民しなければならぬ。そこでそれは最初から安楽な生活をするとか楽しい生活をするといふことはないので、むしろ初めは苦労するのが当然なんです。しかし問題は行つてから惨憺たる奴隷的な生活や、あるいはルンペンになる、あるいは死んで白骨となつてしまふ、こういうふうな実例がいろ

いろある。そういうのが多いので、山崎劍二元代議士が行つたのであります。それが現に呼び寄せ移民であります。最近藤原道子さんに私聞くと、息子さんから手紙が来まして、とうていおれないので、船でもつて向うに、サンパウロの方に今逃げ出しておる。山

崎劍二君は飛行機で先に逃げ出した、こういうふうなことがあるのです。そういうふうな海外移民といつても、ただ日本民族が發展すればいいといううなそんなむちやな考えではない。このであつて、どうしてもこれは日本国民の生活を救つてやる、生活問題を解決するというのが基本なのです。それを全然無視したような無責任な移民政策、これは許すことができないと思ふのです。これはこの前の外務委員

会でも申し上げたし、また重大問題として、どうしても本会議で緊急質問として質問したいと思つたのですが、いろいろ差しさわりのあるということをして私認めたので、いつかしたのでありますけれども、一体今の外務当局、政府当局は、まじめにこうした問題を真剣に考へているか。昔の軍国時代のよう

に、ただ人を送りさへすればいいというこで送つて、その人間を悲惨な目にあわせるというのを平気でやつてゐることは、私はけしからぬと思ふ。その点移民会社もよろしい、私は大賛成だ、それから移民に努力されるもの

ろしいが、こういう点を根本的に解決しなければだめだと思ふのです。ブラジルなど勝ち組と負け組という問題があるでしようけれども、移民政策をもつと積極的なせやらないか、こういうことを私一言御質問申し上げたい。

○園田政府委員 ただいままで移民をされた方が非常に苦労されて、特に中南米等におきましては、成功された方もございまして、相当悲惨な状態におられる方もありますし、あるいは御指摘の通りに脱走したり、あるいは事件があつたり、松原機関の失敗等があつ

たことも事実でございまして。その原因は、まさに御指摘の通りに、第一は、これが政府と政府の責任ある移民協定によつて、いろいろな事件があつたりその他の場合に、政府と政府と折衝で

きる根拠がなかった。すなわち、法的に保障されていなかったために、向うに行つてみまうと、こちらから出るときの話と向うに行つたときの話とい

ろ条件の食い違いや、あるいは土地が意外に豊かでない未開地であつたり、あるいは雇用内容、契約条件等が非常に違つておつたりすることが、一番大きな原因であり、しかもそれを、政府として側面から援助したり、外交によつて向うに要請することはできません

けれども、協定の根拠によつて相手国にいろいろな折衝のできないことが一番大きな原因であるのと、もう一つは、向うに行かれたあと、生活や営業資金等、一人前の移民として新しい天地を開発するための基金がなかった等、法的と物的に政府が責任を持つて援助

できなかった点が、御指摘の通りに、今日までの移民の方々が苦労された原因である非常に深く反省しております。従いまして、政府といたしましては、この時期に、まず外務省のみならず、し

ばしば申し上げます通りに率直に反省いたしまして——今までは移民と申し

交官を付置し、関係各省と人事の交流をいたしまして、専門家を配置するなど事務の推進をはかるとともに、移民会社の設置をお願いして、それによって生活の保障なり基金の保証をして、今までの悲惨な状態を早急に食い止めた。なお、法的にこれをまとめますために、たゞいまはボリビアだけでありますが、逐次各国とも話し合いを進めていきまして、移民というものが移民政策というものだけではなく、移民外交であるという点から、御指摘のような協定を早急に結ぶよう努力して、今までの欠陥を取り除く所存でございます。

○石坂委員 海外協会の問題で尋ねたいのでありますが、この法案がここまで参ります途中に、会社一本で移民事業をやらせるか海外協会との二本建でやるかということにつきましては、当局の間でもずいぶん議論があったようであります。外務委員会におきましてこの点はまたいろいろ論議されております。しかるにこの法案を見ますと、会社と海外協会、つまり第八條第二項の外務大臣の指定する団体、すなわち日本海外協会連合会だと承知いたしますが、これに渡航資金の貸付をやらせる、こういうことになつておるようであります。私はこの二本建の方がよろしい、こういう見解を持つておるものであります。それはそれといたしまして、政府の考へておられるところは、海外協会連合会は単に資金の貸付をするだけなのか、従来海外協会がやっておりましたような啓蒙宣伝、選考、そうした仕事を海外協会にやらせられるものと私は了解いたしておりますが、この点はいかがでし

ようか。

○園田政府委員 海外協会連合会と今度できます移民会社と一本にせよという意見と、二本で行くという意見の食い違い、内閣内において意見の対立がございました。国家資金を出す、しかもその渡航費の回収という問題でいろいろ意見があったのでございしますが、今日ではその意見が調整されまして、政府として参りました意見は、御承知の通り会社と海外協会と二つにわけられる。渡航費の貸付は、会社が政府から借りてその事務を海外協会連合会に委託をする、なお今日までやつておりましたいろいろな業務については、そのまま海外協会連合会にお願いする。これは費用の面から申しまして、どうして会社自体で日本各地に出張しまして、いろいろな選考その他の業務はできませんので、このように考へております。なお海外協会連合会の機構なり人事なりその他については、いろいろ御注意等も受けておりますので、早急にこれは検討強化をしたいと考へております。なお海外協会連合会が国家資金の貸付によつて事務を委託されることになりまして、これは会社の業務が的確にわからなければ、海外協会連合会の業務がどのように制約されるか不明でございしますから、この会社の性格がはつきりきまして、会社が法律的に御認可を受けたら直ちに法的の措置をするつもりであります。

○石坂委員 日本海外協会連合会の機構、人事等につきましては私はこの際触れませんが、従来通りの業務をやることは、たゞいま園田政務次官の御説明によりましてよく納得い

たしました。ところで連合会は、その末端の組織といたしまして、各都道府県にその土地の海外協会を持つております。そうしてこの地方の海外協会が末端の業務、すなわち地方においての啓蒙宣伝、下選考をいたして参つておりますのが今日までの実情であります。ところが、海外協会は経済団体でありませんので、その経営は非常に困難をいたして参ります。私のやつておる熊本海外協会のごときは実に明治四十二年に発足をいたして今日に至つております。その間いろいろな事業をいたしておりますが、各地の海外協会また大同小異だと思ひます。年数においては私の方ほど長くありませんが、そういうのが大体の状況だと思ひます。その仕事に當つておる人たちは実に気の毒な状態で仕事を続けておられます。先日私海外協会の各地の人たちの陳情を受けましたうち、兵庫県の海外協会の人

ておりましたけれども、これまた赤字続きであります。御承知の通り地方公共団体は非常に赤字です。しかしどうしてもこの末端の海外協会がなければ移民の仕事は非常に支障を来たすという現状でありますから、地方の海外協会の育成強化の方法、その事業を強化する方法を講ずることは、どうしても必要だと私は心得ております。そこで地方の海外協会の業務を強化するにつぎまして、政府は何かの施策をお持ちになつておるかどうか、それを承わりたい。

○石坂委員 承知いたしました。次に私は現地の状況について、政府のその後の施策についてもお考えを願ひたいのでありますけれども、委員長から注意もありましたので、その点は省略いたしますが、最後に一つだけ従来中南米に実習生の移民制度というのが行われておつた。これは御承知だと思ひます。昭和七年から十五年ころまでにかけてまして引続き優秀な青年を毎年二十人ないし三十人送つておりました。それが総数三百人余りにもなつておるといふことを承知いたしております。それが今回の戦争で中断しておりますが、現在アルゼンチン等においても例のアンデラー・クラブ、お互いの相互親睦の団体でありますけれども、在留邦人の中堅といたしまして活動いたしておる状況であります。そこで当然移民の送出ももちろん必要でありますけれども、かような優秀な青年を現地に送り出すといふことは非常に必要だと思ひます。かような方針はありませんか、お尋ねしたい。

○園田政府委員 非常な成果を上げて

の申すところによりまして、自分たちは費用が非常に乏しい、そこで通信費までも自分のポケット・マネーをさいてやつております。こういうふうの実情を訴えられておりましただけに、深くその人に同感をいたしたのであります。さような非難な困難なうちになお仕事を続けておられますもの、いささか国策のためだといふ誇りと申しましたうか、みずから満足するところをやつておるのが地方海外協会従業者の大方の心境でございします。しかるに本年度の予算を見ますと、連合会に對しましては千二百萬円の補助金が渡されておる。しかるに実際の末端の仕事をやつておる地方海外協会の実情は、それぞれの都道府県では幾分の補助はいたし

○石坂委員 現在海外協会ができてお

おると聞いておりますので、早速に復活したいと考えております。今度要求する明年度の予算についてのその点の費用を計上して折衝するつもりであります。

○石坂委員 最後に一つ、従来アマゾン地方の現状につきましてはいろいろ御議論があるようでありますけれども、だんだん現地を調査いたしました人の話を聞きますと、なお上流の方にはテラロッシャという非常に肥沃な土地があるようであります。先日楠見委員の御質問でも、グアマ川流域に二百五十万町歩の水田可能な土地があるというところで御質問になっておりますが、従来は土地の選択が悪かったからこういうことになった。従来土地の選択に誤りなければなお有望なところだと思えます。最近ブラジル国の政情も変つておる。連邦の植民地の予算も半減されておる状態であり、雇用移民は中断しておる状況でありますから、これは適当な場所を選択いたしましたし、なお従来の営農の方法を再検討いたしまして、機械化するなりその他熱帯農業に適するような指導をしなければならぬ。さようなことはもう会社の開業業務でやられることであらうと思ひますけれども、さような点について、つまり土地の選択並びに営農の改善等については農林省なり外務省のこれに対する計画は現在お持ちになっておるかどうか。

○園田政府委員 御質問の点につきましては、すでに関係各省と相談をしてこれに視察団を派遣する計画をいたしておりました。ごく最近出発するはずでございます。なおまた学者、専門の技術者等を派遣したりあるいは向うの

旅行に付随して調査を行ったり、いろいろそういう方面の検討をしたいと考えております。

○石坂委員 これで済みました。

○足鹿委員 関連して。本日いただきました移民関係資料、膨大なものでありますが、どこかに載つておるとは思ひますが、私の見たところでは見当りませんのでお伺いをいたします。ブラジルの移民要綱というものが、あるいはその他のアルゼンチンならアルゼンチンに対する移民要綱というものがそのつど発表され、日本から行く移住者はその移民要綱によつて現地に納付をして行くわけですか。今まであなた方がお示しになつた移民要綱を資料として御提示願えますかどうか。特にこのいただいた資料の別表第六の、昨年一月十五日ヴェルテラ地区の第一次移民としてアマゾン流域に入つた際の移民要綱について、詳細な資料がいただけるかどうか、まずこれを伺ひたい。

○石井説明員 移民要綱と申しますのは、おそろく移民を募集します際の募集要領のようなもの、いろいろな募集条件を書き込んだものだと思ひますがこれは私どもにございますから、さつそく作りましてお出しいたします。

○足鹿委員 そのつどのものを御願ひいたしますと同時に、ただいま私が例示しましたヴェルテラ地区第一次移民等に対する移民条件については、特に詳細に御提示を願ひたいと思ひます。と申しますのは、私は鳥取であります。鳥取の海外協会の事務局長をいたしております大久保毅一君が、貨物船で行つて貨物船で帰るといふ非常な強行軍をし、六カ月有余にわたつて現地をつぶさに踏査して帰りました。

まだ親しく情報はキャッチしてありませんが、それによりますと、この移民条件と実際とが非常に食い違つておる。先ほど石坂委員の質疑に対して、園田政府次官はそういう点も御肯定になつておりましたが、特に最近まなましい食い違いに基いて、悲劇が起つておる事例を地方紙に談話として発表して、その原因としては、外務省といふものは現地というものを全然知らぬ、現地に対するところの世話をやつておらぬ、こういうところに大きな欠陥があるのではないかとこのことを言つておるのです。そういう点について、どういふふうな今後対策を立てる御所存であるか、それが私は一番大きな問題だらうと思ふのです。会社をお作りにならうと、その他のいろいろな団体をお作りにならうと、とにかく一つの条件を示したものが現地に行つて食い違ふ、それに対して始末がつかぬ、結局泣き寝入りになつて、移民は、現地で倒れるか、あるいは引き揚げるかというようなことでは、移民の所期の成果、目的というものは達成できないのではないか、こういうことが言ひ得られると思ふのです。その移民要綱をお示しいただいてからさらに私はいろいろとお尋ねを申し上げますが、特にこのヴェルテラ地区に入つた移民は、本年の一月十五日に入つておるわけなのです。その当時外務農林両省に提示した条件といふものは、ゴム採掘に一年間雇われる、それ以後は希望によつて時日または契約の更新ができる、家族構成は満十五才以上五十才未満の働くことのできる三人以上あればよいなどの条件であつた。ところが現地に着いてみたところが、四

月中旬ごろから日本人の解雇問題が起きて、リオデジャネイロの連邦政府農務局からは、五月限りで未成年女子の雇用を禁止するとの発表があり、去る五月二十七日には日本人の雇用は一人も認めない、直ちに開拓者として七月中に移動せよという通知があつたので、同地区には六十家族が集団移民しておるが、この立ちのき命令に全員が憤慨しておるという、著しい事実と食い違いがある。ですからこういう問題に対しては、最終的には一体だれがその責任を持つて、だれがどういふふうな始末をつけるのか、移民会社とだけの責任と任務を持ったもののようにわれわれには思ふのであります。が、それだけで私の移民問題の解決がつかないと思ふ。そこに問題が伏在し、どうしても対策を立てなければならぬ点があるとは私は思ふのであります。そういう点で、特に私ども農林委員でありますから、外務委員の諸氏にお願いをしておきますが、今私が述べたような点、その他いろいろ幾多の事例が現地においてある。特に日本人の婦人の発狂者が非常に多いということ、その原因はどこにあるかといへば、外人はみな夫人同伴でいろいろなところの会合等にも行くが、日本人の場合、初期の開拓当時においてはそれもできない。また相当の成果を上げてもらひたい。う余裕もないというところから、何らの娯楽のない婦人が、結局においては一万数千名の入院患者のうち八百数十名の日本婦人が発狂者であつたという、悲惨な事例を数限りなく持っております。しかし私の見たところ

では、この大久保君はそれらの問題を解決して、どこまでもこの移民を完成していかねばならぬといふ積極的な意図と建設的な気持にあふれて言つておると思ふ。ごく最近、先月二十五日に、現地を六カ月、ほとんど不眠不休の踏査旅行をやつて帰つてきておられます。こういう人材をいへんお呼び出しになつて、現地のなまなましい声をお聞きになり、しかる後、今後のいろいろな足らざることを処置されることが適當ではなからうかと思ひますので、これは外務委員の諸氏なり外務委員長において、しかるべくお取り計らい願ひまして、私がただいま述べたような事例等々についてもよく真相を御調査願ひたい、かように思ふ次第であります。

○植原委員長 御意向はよくわかりました。

次に赤路友蔵君。

○赤路委員 外務委員会の審議の過程において、当局の方の答弁によりますと、この会社への政府の出資は一億円、民間出資が五千万円、そして社債として資本金の五倍を募るといふようなことがあつたわけなのです。そうしますと資本金が一億五千万円の、社債が七億五千万円、こういうふうになるわけですが、この民間出資と社債について十分消化し得るという見通しがあるのかどうか、この点をお伺ひしたい。

○園田政府委員 いろいろ困難な点があると思ひますが、この会社の事業内容とする問題が重大な、しかも働く人々に土地を与えるという大事な公益的な問題もございまして、なおまた民間資本を募集するに當つての会社経営

の損益の面から見ますと、当初においてはいろいろ意見もございましたが、今日においては一番問題になっており、また渡航貸付費というものの委託及び財源を、大蔵省との相談によりまして国家予算から出す。しかもその渡航貸付費を回収するに当たってのいろいろな損失その他の点についての調整の措置が講ぜられまして、ただいまの段階では、いろいろ移民事業の重大さを指摘をしてお願いをすれば、四、五千万の民間資金は集まるのではないかと考えております。

○赤路委員 社債の方はどうですか、見通しがありますか。

○岡田政府委員 今後事業をやるにつれて、社債も募集できるという条項になっておりますが、これもその後の会社の経営いかんによつては、可能になると考えております。

○赤路委員 答弁によりまして、この資本金は主として国内の事務操作その他に使うということである。従つて事業資金については米国の三銀行の方から千五百万ドル、五カ年間で借入するということ、このことは、きょうういたさなされたこの事業目録の中にもあることなのでございますが、この千五百万ドルの五カ年間に借入する借入というものは確実になつておるのかどうか、この点を伺いたいと思ひます。

○矢口政府委員 私から御答弁申し上げます。昨年の十二月七日にアメリカ三銀行におきまして、本件借款の基本方針というものをきめたのでございます。それによりまして、日本側の政府が本件借款の元利を保証いたしますならば、アメリカ側では貸し出すであらうという趣旨の基本方針でございます。

す。しかしその借り手でありましてこの本件会社の内容がまだきまつてないものでありますから、すなわち本法案が通らないものでございまして、向うといたしましては最後の回答はまだいたしてありません。本法案がきまつると同時に、これを翻訳いたしました三銀行に渡し、そのナショナル・シティ・バンクの總裁がこれを持ちましてニューヨークにたゞいま行つております。もちろん本件だけの用事で参つたのではないようでありまして、検討も、とにかくこれはニューヨークで検討されております。でありまして政府が保証するということ、言葉の言い回しに違つておりますけれども、そういうことに相なつておりますから、この法案が通れば、アメリカ側からのオーダーが取りつけられ得るものと判断いたしてあります。

○赤路委員 今の御答弁によりまして、政府が保証すればアメリカ側の方は貸す、こういうことであつたと思ふ。しかしながら、かりにも千五百万ドルの金を貸そうというのでありますから、従つてその事業内容等については十分話し合ひがされていかならう。この法律が上る上らぬにかかわらず、計画があつて借入れの交渉をする限りにおいては、十分それらの話し合ひがあつたと思ふ。その事業の内容についていかなる話し合ひがなされ、どういふような了解がなされておるのか、その点についていささか御説明願ひたい。

○岡田政府委員 この借款折衝の経緯につきましましては、当初受け入れ機関の機構あるいはその他について、いろいろ銀行側からの条件等もあつたやうでございます。

でございます。しかしそれは日本国内においても、金を借りる側はなるべく条件なしで借りたいのでございまして、いんわんや外国資本でございまして、国家資金を出す会社といたしましては、いろいろな条件を付せられるといふことは、われわれとしては相当考慮しなければならぬもので、いろいろ折衝いたしました結果、事業内容等につきましましては、この法案に盛り込んでおる程度の話はしておりますが、それは金を借りる条件ではございませう、政府が元利を保証するということが、受け入れ機関は確実な会社なりその他の機構がでるということ、それだけで金を借りるという交渉になつております。

○赤路委員 今の次官の御説明によりまして、いろいろの条件はあるが、大體事業内容についてはこの法案の業務範囲に盛り込んでおることだ、こういうふうにご了解いたしますが、非常に広範な業務範囲にわたつておるわけなので、従つてこの法案を讀んで参りますと、どこに一体重点が置かれておるか、農業移民に重点を置いておるか、それとも事業に重点を置いておるか、この重点がいささかぼけておると思ふ。第八条の第一、第二、これと三、四というものはいささか違ひがあり過ぎるやうに思ひますが、この法案の重点は一体どこにあるのか。

○岡田政府委員 この法律案の記載の形式の面におきまして、まず事業内容の第一が渡航貸付の貸付ということになつておりまして、その次に、いろいろな移住者団体の行う事業があり、それが、第二号に書いてあります移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行うということ、この後段の方がこの会社の重点であるといふのは計画しております。この後段の業務内容の中において、農業移民が主か漁業移民が主かといふお尋ねでございますが、われわれは農業、漁業、工業に關係なしに、ただいままで国内で失業したとか、国内で生活が困難であるとかいふ人が、逃げ場所を求めるやうな印象を本人にもこちらの方にも与えるやうな移民ではなくて、農業、漁業、工業等の技術移民と申しますか、技術と知識を持つて移民を行い、相手国でいろいろな機械的な近代的な事業を行う移民を重点にいたしてあります。その中で農業が主であるか漁業が主であるか、工業が主であるかといふことは、これはイタリヤを初め各国とも、その移民の状態が逐次変化してありまして、今までは日本は主として農業専門の移民でございましたから、これを切りかえるにいたしましたけれども、そう急にはできませんので、やはり今年年中は農業が重点でございますが、将来は農業、漁業、工業と区分をしないで、三者を一緒に考えた技術移民といふか、知識移民といふか、そういうものを重点に考えております。

○赤路委員 そこ問題点があると思ひます。農業、漁業移民はわかりませんが、工業移民といふことが問題になると思ひます。この外務委員会における答弁の中にも、この移民に關連する事業といふことがある。今の次官の御答弁でいいますと、技術移民といふのは、農業移民に關連する事業あるいは漁業移民に關連する事業、そういう意味における工業であるのか。それと

も、極端な話であります。技術移民といふことになれば、ラジオだつて技術移民、あるいは自動車だつて技術移民、そういうものをこの工業の中に含むのかどうか、この点が非常に不明確であります。その点はどうか。

○岡田政府委員 この点は相手国の適地、農業が適地であるか漁業が適地であるか、あるいは工業にいたしまして、どの工業が一番適しておるか、そういう点で變つてくると思ひます。その個条でこれが何だといふことは具體的には申しかねますが、中南米諸国に一例をとつてみますと、専門の工業化を非常に急いでおりまして、これに即応してわが国の資本と技術が進出し得る分野が相當開けてきておるわけでございます。特に中小規模の企業は非常に有望でありまして、ドイツ、イタリアの例から見まして、その採算性は、投下資本を一、二年で償却し得る程度であると考へております。たとえばブラジルにおける陶器の製造は、日本の原料よりも優秀な原料を半額程度で入手して、その製品は日本以上の値段で売却できるというやうな例がございまして、これはごく一例であります。

○赤路委員 私の心配するのは、今の御答弁で参りますと、この工業移民といふものが非常にばく然と広範にわたるやうに思ひます。中南米の方は工業化を非常に希望しておるということは言えると思ひます。そうすると、中南米の工業化を日本側の方が促進していくために技術移民をやるといふことは、アメリカ側から申しますならば、必ずしも融資をしてやつて、それに

よつてみずからの市場が狭隘になってくるといふことになりはしないか。私が冒頭にお伺いいたしましたのは、千五百万ドルという金を貸そうという限りには、何かこの事業内容についての明確なる話し合いがなければならぬ。この千五百万ドルの金の使う方途というものについては条件がなければならぬと思う。従つてその点をお聞きしたかったのです。

○園田政府委員 その点については特にわれわれは考慮したところがございます。まして、千五百万ドルの借款をいたしまして、これの使い分けについて向うから指図を受けることになりまして、御指摘の通りのような欠陥が招来されます。従いましてこの金の使ひ方については三銀行はもちろん、アメリカ側からいへども指図を受けるものでなく、これを内閣直屬の審議会において立案計画をし、その答申に基づき外務大臣の監督によつてこの会社が事業を計画することになっております。

○赤路委員 これ以上押し問答しておつても始まらぬので、私は希望条件として申し上げておきますが、少くともこの会社の成立の本質的な意図から行きました場合は、農業に関連する、あるいは漁業に関連する工業、要するに農業移民、漁業移民に関連する工業にこそ重点を置かれるべきだ、こういうふうには私に考へる。この点だけはよく御考慮をお願ひしたい、かように思ひます。

それからこの事業目論見によりまして、第一年度の所要資金、一応の数字であるところであつております第一年度の所要資金が、合計いたしました五億四千万円になつてゐる。そうすると

かりに千五百万ドル五カ年間で借りまして、年間三百万ドル、従つて日貨に換算いたしますと十億八千万円になると思ひますから約半分、十月から出発いたしますのでちょうど半分になつております。ところが第二年度は十一億一千五百万円になつてゐる。これは当然十億八千万円借りられて五億四千万円が別途これにかぶさつて参りますから十六億二千万円にならなければならぬ。ここに相當な金額の差が生じております。この点はどういうふうになつておりますか。

○園田政府委員 先ほどから申し上げます通り、年々の送出移民の計画数自体が、予算面等も加味しまして本年度は一万を考へておりましたが、それ約半数しか実現できなかったような状態、基礎ができてゐるにつれて國家財政の面と相俟つて、明年度から飛躍的にふやしたいと考へております。従いまして初年度においては金の使ひ方が、計画においては幾分か差がついて少くなつてゐるわけでありまして、また特にここで御了解を願ひたいと思ひますことは、先般ブラジルで百万町歩のコンセッションを前代議士の上塚氏が設定をしてこれの認可を受けましたのが、上院においてこれが否決された例がございます。これは理由はいかなる理由かと申しますと、日本人が組織的に、集團的に日本人の勢力を浸透してくるという、今まであつたブラジルの排日のばく然たる考えから出てきたものでございまして、今ここにわれわれが提示いたします海外移民のための年度長期計画等も、暫時これを発表することを御猶予願ひ、詳細なる御報告をここでできません一つの理由は、長期

莫大な計画を相手国の了解と相手国の打ち合せができないうちにいたしますと、それによつていたずらなる刺激を招いて、その計画が中途において挫折するおそれが非常に多いのでございまして。従いまして、この会社法案が通りましたならば、直ちに内閣直屬の審議会等に御相談申し上げまして、詳細なる計画を立て、さらにそれに基いて具體的な計画を立てて内々に御報告、御了承を求め考へ方でおるのでございまして。

○赤路委員 その点はそれで了解いたしておきます。そこでもう一点お伺ひいたしたいことは、この融資に當りまして、現在すでに移住している既農業移民ですが、この人たちの當農を助長していくといふことのために融資をするお考へがあるかどうか、この点を伺ひたい。

○園田政府委員 ただいまの御質問は、非常に實質的に検討しなければ即答ができない点でございます。と申しますのは、今まで出ております移民が松原機關初め各所に失敗をしたり赤字を出してあります。従いまして今会社がございまして、各種機關の赤字の補てんにこの会社の資金貸付等が使われることになりまして、これはこの会社が発足當時に運行不能になるおそれがございまして。かといひまして、今出ていっておられる方々の悲惨な状態をほうっておくわけには参りませんから、まず渡航費等の面におきまして、この法案をお願いしたあとの渡航費と、今まで行かれた方の渡航費の取扱ひ方が違ひますが、これは法的に措置をして、直ちに同等な取扱ひをいたすようにするのと同時に、向うに移民されてゐる方

方の生活については、詳細にこれを検討して、援助すべきは援助し、しかし一般機關というか、今までの機關の失敗の赤字穴埋めにこの金が使われるようにはしたくない、このように注意をいたしてあります。

○赤路委員 今の御答弁で、現在の農業移民に對しては、調査の結果基本的にこれは融資をする、こういうふうにして了解をいたしておきます。そうしてこの会社は投資をするだけでありまして、現地の移民に對する世話はどうがやるのですか、この点をお聞きしたい。

○園田政府委員 この会社を作りますに際してのわれわれのほんとうの心持はそこにあつたわけでございまして。と申しますのは、各国にただいままでのところ移民しておりますが、これに對する技術的な指導、あるいは計画的な規制あるいは援助といふことをやりまして、相手国から、日本の政府は移民をやつた後までも自分の国に入つてきて勝手な干渉をするのかといふことで、非常に相手国を刺激するのでございまして。これはそれだけの問題ではなく、たとえば先般中南米諸国に、今までの移民がいろいろ問題があるから適地かどうかを調査したいといふことで、學術調査団を派遣するときに、外務省といひましたも、当然のこととして調査したいといふ計画を発表しましたところ、相手国としては、日本国政府は自分の国に入つてきて干渉するの、移民といふものは自分の国にもあつた養子だ、それを日本人は入つたあとまでも日本人だと思つて、日本人の部落を作るのかといふ、非常にわれ

われとしては奇妙な考へ方がやはり残つてゐるわけでございまして。従いましてこの会社を作つて、民間会社の形式をもつてわれわれは移民の同化政策をとらなければならぬ。しかし日本の方に向うへ行つてから一人前の移民の生活をされるまでは、國家としてこれを擁護するところの責任と義務があるわけでございますから、従いまして、両者の目的を達するために、この会社の手によつて援助したりあるいは保護をしたりする、こういうことを考へてゐるわけでございまして。

○赤路委員 どうも今の次官の御答弁は、わかつたやうでわからぬのです。が、移民に出したそのあとのめんどろまで見るといふことは、これは内政干渉じゃないかといふやうなことを言われる。こうなつてくると、今まではそういう意味ではうつておいたといふことになるのでしよう。まことにけしからぬと思ひます。そこで今次官がおつたやうな御懸念があるから、それでこの会社を作つてめんどろを見ましよう、政府がやるのでないのだ、それは会社がやるのだ、こういうことで一応實質的に現地へ出した移民のめんどろを見ていこうといふのじゃないですか。

○園田政府委員 私の言つたのはその通りでございますが、私の説明がまことに不十分でございました。

○赤路委員 それではそういうふうには理解します。それでは具體的に、ほんとうに現地の指導をやられるのですか。世話をするのですか。

○園田政府委員 そのつもりでおります。

○赤路委員 その点は了解いたしましたし

て、もう一点お聞きしておきたいのですが、先ほど石坂さんなりあるいは稲村君からいろいろ話が出まして、そして次官の方から、今までの外務省のあり方というものを対して反省をする、今後移民については外務省は新しい角度から十分努力的にやっていたい、こういうようなことに率直なお話があったと思う。ところが聞いてみますと、それに抽象論なのです。本省における移民関係の人事異動、これからの移民先に対する基本的な理念というものを話願ったと思う。具体的にどういうふうにやっていけるか、今までお話がありましたように、今も足鹿君からヴェルティテラ地区における問題が出ましたが、こういうようなことがあちらにもこちらにも発生して、この事実はおおひ隠すことはできないわけですね。これは次官も先ほど言われたように、受け入れ態勢が非常に弱体である、この受け入れ態勢の現在弱体な状態においてこの会社を作って、そうして政府もバック・アップして、ほんとうに正しい移民というものを推進していく責任が持てるかどうか、この点の腹がまえを一つお聞きしたい。

○岡田政府委員 ただいまの質問に対しては、具体的にお答えをした方が御納得がいくと思しますので、具体的にお答えをしたいと考えております。今質問されたうちのおもなる点は、外務省の人事その他の点を見ても、いろいろお話がございましたから、いろいろな受け入れの問題として、特に政府としてこれを今報告申し上げました線に従ってどのようにやろうとするか、その具体的な点を言えという御趣旨であると承っております。

まず人事の点につきましては、これは農林省を含めまして今日の日本の外務省の人事は四分の一が他省から受け入れた人事交流をやっておりますが、今までもそうでございますが、今後は特にたまたま農林省の方からは、この移民会社並びにその他の法案の成立に伴い、人事の申し入れを具体的にわれわれは受けております。これについては事務当局といろいろ相談をいたしまして、いろいろな事業計画ともならみ合せ、農林省の方々の御意見をわれわれは受け入れたいたたいま準備中でございます。なお在外公館に専従の移民その他の専門的技術的な人員を配置したいという点につきましても、まず移民外交の点からワシントン、次には公館に対する人事交流は、ただいまのところその時期ではございませんが、早急な時期にそういう点等も考慮いたしております。

なおまた関係各省、特に資金の面については大蔵省、それから技術面、農林省及び貿易その他資金の面が関係しますから通産省及び選考募集及び技術移民という面を、さらに具体的に小さく考えますと、一般労働者などの問題も出て参りますから、労働省との関係が出て参ります。従いまして当初この法律案を作り出すに際しましては、大蔵省、外務省、農林省等の間には相当大きな意見の食い違いがあったことは率直に御報告しなければならぬと考えております。しかしながら私は議事から派遣された政務次官としまして、折衝の過程においてしばしば各省との間に相当な意見の隔障がありましたが、これは職務を遂行するために所

管事務を担当している各省が、おの非常な熱心に主張することは、これは責任を逃げるのじやなくて、むしろ責任を買って出る段階でございますから、きわめて喜ぶべき段階であると考えていろいろ折衝を受けました。従つてそのためにこの法律案の提案が非常におくれたわけでありまして、その後大蔵省と外務省との間には意見がまとまり、続いて労働省、農林省等との間にも、内閣官房長官等が立ち会ひまして裁定をし、本法律案を御相談願ひ出る段階になったわけでありまして、従いましてこの法律案の出された経緯においてはいろいろ意見がございましたが、終局の場合にはまず第一にいろいろ各省の間の意見の食い違い——意見の食い違いとはなわ張り争ひにあらうして、職務遂行の熱心さは、農林大臣、外務大臣及び通産大臣と各省の大臣が審議会の委員としてこれに立ち会ひ、それから資金面については法律案に書かれている通り、大蔵大臣と外務大臣の協議事項がございまして、農林省、労働省、通産省と外務大臣との監督の権限は、先ほどから委員の方々からもしばしば御指摘がございまして、送った以上は技術面あるいは計画面について御協力を願うことは当然ではございまして、対外的な問題でございまして、全責任は外務大臣が負うべきものであると、監督は外務大臣になつておられますが、その監督するまでの段階におきましては、次官申し合せ等なことを作りまして、両方の意見がよく一致をして、各省の意見が通るような段階を作つて、外務大臣の監督に至るようになつておられます。

○赤路委員 今の御答弁まことにいい

御答弁であつたと思う。なわ張り争ひはしていない、責任をおのの負うために問題を起したのだ、こういうことであつて、これは次官の答弁まことにけつこうであります。そこで私の御尋ねたいのは、外務大臣が外交上の問題であるから監督する、このことは了解いたしておきましよう。この附則によりまして、認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議をしなければならぬ、特に大蔵大臣だけを指摘をしておるわけでありまして、私の申し上げたいのは、先ほど来申し上げておりますように、少くともこの会社の目的、本質、そういうものはあくまでも農業移民であり、将来発展するであろうと、この漁業移民、これに関連する事業、こうしたものを進展させていくための会社だと私はこう思う。そうなる参りますと、当然これらに対する指導なりというものが大きく浮び上つてこなければならぬ。これは農林大臣が一つの大きな責任がある。農林省と現在人事問題について話し合ひをして、おる、そこに次官もおられますが、肝心なこの法律の条文の中に、最も重要な農業移民あるいは漁業移民ということが中心になつておるにもかかわらず、農林大臣に対して何ら認可の前に協議をするという事項がない。私は当然大蔵大臣同様農林大臣に事前に認めて認可の際には協議をすべきであるとおもうが、その点どうお考えになつておるか。これは外務省の方の意見と、次官がお見えになつておられますから、農林次官の御意見をお聞きしたい。

○吉川政府委員 私も昨年中南米をぶさに視察をいたしまして感じました

ことは、向うで求めているものはほとんど農業水産移民でございました。これが向うの国に協力をするのである、こういうことで移民を送つてくれるならば、全面的に受け入れたいというのを非常に熱心に求めているのを見て参りました。これはたまたま御指摘通りでございます。この点については外務省ともいろいろ話をいたして参つたのでございまして、法案の中には確かに協議に應ずるようになつておりませんが、今後この運営の問題について、外務省の方から十分話し合つてやりたいというお申し出がございまして、その点でその点は補われるのではないかと考えております。

○中村(時)委員 関連。吉川政務次官にお尋ねしたいのですが、この法案の内容を見ましてもたとえば渡航費の貸付並びに移住者及びその団体の行う農業——団体とはこれを意味しているのですね。その経営内容なりあるいは実際に移住していった人たちのほんとうの経営が、政務次官もおっしゃつたように、経費が少かつたり、政府間の交渉がうまくいかなかつたり、そういうところに欠陥があると指摘されていらつしやる。その内容の一番の重点は農林行政の中にある。しかも農業移民として出ていく人たちは、あちらに行つて農業によって生活ができることが基本なのです。その最も重点をあなたがそういうようなことにはなつたら、大へんな問題です。今言つた答弁において、あなた自身の良識に訴えて発表してごらんない。政治的な問題にこれを取り上げられるということは大へんなことです。さつき言つたでしよう、

なわ張り争いはやらないのだ、ほんとうにみんなが意識してやっていると、そのほんとうの意識を出してこらなさい。今いいチャンスでしょう。あなたがそのためにやったことは実際によくわかるのです。あなたの意見を出して下さい。

○吉川政府委員 ただいまの問題に關しましては、農林省といたしましては異存はございませんけれども、外務省の方から……(どつちにも異存がないんだ)と呼ぶ者あり)私の異存のないというのは、御指摘の点について異存はございませんが、外務省の方から近く具体案を提起したいという申し出がございまして、私の方ではそれをお待ちして、運営の上で目的が達成されるのではないかと、かように期待をいたしている次第でございまして。

○赤路委員 あのね次官、法案の審議をしていられるんですよ。その点をよく考えていただかなければならぬ。この問題はまだまだ質問者がございますから、私は最後に外務次官にお伺いいたします。今までの外務委員会審議の過程における答弁の中に採算ベースという言葉がよく出ています。この会社のあり方としてはコーン・ジャール・ベースである、会社であるから採算がとれなければ困る、こういうようなことだと思わなければならない。しかしながら、私たちは、これはあくまでもやはり農業移民なり漁業移民あるいはそれに関連する工業が重点だと思ふ。そうすると、この移民事業というものと、この会社の本質からくる採算ベースに乗りなればならぬということとは矛盾すると思ふ。移民事業はもうかるもんだなどということは、だれ一人として考えてい

ないと思ふ。当然これは赤字の出てくるものなんです。それが移民事業なのです。それを政府がバック・アップしていくということによつてこそ、ほんとうにこの会社の仕事は伸びていくと思う。単に採算ベースのみを考えてやるといふことになれば、およそ給にかいたもちにしかすぎぬと私は考える。この調整をどういふふうにしておやりになるか、この点を伺います。

○國田政府委員 採算ベースと答えましたのは、一般会社の営利の点を言つた意味ではございせん。その前後を説んでいただければわかりますが、この会社は、移民として国家がやるべきものを、国家の手を離れて会社が身がわりでやるからには、この会社を運行不能に陥らしめないうように、その利益ということは、年々収支つぐない、この会社が赤字によつて破産しないといふ意味を言つたのでございまして。従いまして今御指摘をされましたような、赤字が出るのが当然であつて、その赤字を補償すべきであるという点は、大蔵省と十分相談いたしまして、これにつきましては具体的な方途をわれわれは持つております。

○植原委員 長 お諮りいたします。ここで休憩して午後継続したいと思ひますが……

○植原委員 長 次は淡谷悠蔵君の質問であります。なかなかいい御質問をなさると思ひますから、午後引き続き行ふことにして、暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩
午後二時三十八分開議

○植原委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

○淡谷委員 さつき楠美委員から日本の開拓はまだ神代時代だといふ発言がございまして、私は神代時代どころではない、戦国時代だと思つております。と申しますのは、移民が一応国家的に推進されまして、国家的に大きな失敗をした事例として満州開拓がございまして、楠美委員なども満州開拓には非常に重要なポストを占めておられまして、これは神代時代以上に戦国時代だと私も思つておりますが、一体今度の移民会社の設立と満州の開拓との間に比較検討が十分なされたか、いろいろ問題が起つておりますが、移民の失敗の原因として満州開拓に学ぶことがあつたかどうか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○國田政府委員 今日移民の世界の趨勢は、各国が自分の国の国民を集団的に国家の意図のもとに移民せんとする方向は戦争と同時に消滅いたしました。各個人が国境を越え、民族を越えて自分の働く場所を自由に求めて個人個人が移民をされる、その移民を還元するという意味において国家が援助をし、これをお助けをするというのが、今日の移民の趨勢のように感じております。外務省といたしましては、移民を実施するに際しましては、特に満州開拓移民の失敗を繰り返してはならぬといふことを深く肝に銘じておりますし、また各国の移民受け入れ相手国も、この点を非常に深く注意しているところでございます。従ひまして具体的に

を終りましたあと、訓練が問題になつて参ります。かつては、この訓練は主として日本の政府の方針を移民に徹底せしめる、もしくは集团的な訓練をやつておりました。が、今後はこの訓練の重点は、相手国の国民の一員として移民開拓に當るだけの教養あるいは國際慣例その他機械的な面等を訓練の重点にしなければならぬと考えております。なお移民されましたあとは、政府の一括した意図のもとに、これを集団的に規制をしたり、あるいは指導したりすることは極力避けつつ、あくまで政府としては相手国に移民をされた方が、相手国の国民の一員として、国家の福祉と向上に貢献されるよう、その援助や補助をしなければならぬと考えております。

○淡谷委員 満州の移民の失敗した原因を勘考しまして、今度の移民計画の成功を期するという政府の腹は十分わかりますが、具体的にいつて、満州移民の失敗はどの点にあつたとお考えになつておるか、具体的に今度の移民と対照してお答え願ひたい。

○國田政府委員 満州開拓移民の第一の失敗は、日本帝國主義進出の一環として取り上げられたところにあつたと考えております。

○淡谷委員 大へん率直でありがたいのでございますが、さつきの次官の答弁についてなほ一点お伺いたします。今度の日本海外移住振興株式会社を設立して、政府が直接手を染めるという非常に誤解を招きますから、こういう会社を作つて、そのうしろに政府があつて援助するという意味の御答弁があつたのでございますが、そういったものと、現在のブラジルも満州と同様

の移民計画であつては、向うの政府自体も承認しない、こういう心配から、政府がやるべきものをこの会社にやらせるのだ、こう理解してよろしうございませうか。

○國田政府委員 その誤解を避けるためでございますが、政府がやるべきことをこの会社にやらせるといふ意味では決してございせん。この会社が政府の援助によつて、移民された方々の援助なりあるいはその他の保障をやる、こういう意味でございまして。

○淡谷委員 そうしますと、この日本海外移住振興株式会社はかつての満州における満拓と同じような性格のものと考えてよろしうございませうか。政府の國策に基いてこの会社独自の事業を向うでやる、こう理解してよろしうございませうか。

○國田政府委員 満拓と違ひますところは、この移民会社はあくまでもこの会社の自主性に基いて計画を立案し、事業を実施する点であつて、政府はむしろそれを規制、指導するのではなく、この会社の振興に伴ひ資金面あるいはその他の面において援助する、かように考えております。もつと具体的に申し上げますと、移民される方々の渡航の準備及びされたあとの生活の保障や當農、あるいは企業資金のお世話、あるいは場合によつては会社みずからが事業を行ひまして、移民された方々の御援助をする。政府としては、その移民された個人もしくは団体が、向うの政府との間にいろいろの問題を起した場合に折衝を行なつたり、あるいはその御意見に従つていろいろの施策を行ふべきであると考えております。

○淡谷委員 日本海外移住振興株式会社とアメリカの市中銀行のニューヨーク・ナショナル・シティ、バンク・オブ・アメリカ及びチェス・マンハッタンの三行との関係を具体的に話し願いたいのである。

○國田政府委員 単なる貸借関係だけであって、その他の具体的関係はございません。

○淡谷委員 外務省の移民課から出された移民関係の資料の中に、今言いました三行から千五百万ドル、五十四億円の移民借款成立の見込みがついたので、今国会に日本海外移住振興株式会社法案を提出する、こう書いてある。こういうふうな資料を提出されたのは、どういふ必要と、関係があるのか、この点を明らかにされたい。

○國田政府委員 千五百万ドルの借款がもし成立いたさない場合におきましても、国家資金から財源を求めて、こういう会社を設立するなり、あるいは民間から資本を集めて、こういう会社を設立いたしまして、過去の移民をされた方々の欠陥を早く救済すべきであるという意図のもとに準備を整えておりました。幸いに千五百万ドルの借款契約成立の見通しがつきましたから、提案したのでございまして、千五百万ドルの契約が成立する見通しがついたから、それに伴つてこの会社法案を提出したわけではございません。

○淡谷委員 この借款が成立いたしました、この日本海外移住振興株式会社がこの借款を受けるという見通しでございませうか。

○國田政府委員 その通りでございませう。

○淡谷委員 それでこの海外移住振興

株式会社は性格がややはっきりいたしたものが、私、主として農業移民について御質問を申し上げたい。満州における移民が国策の誤りから失敗したという御答弁でございまして、国策を誤らなくとも、ブラジルの移民が今相当困難している実態が、他の委員から具体的に例をあげて、外務委員会に述べられております。そうしますと、現在までのブラジル移民の失敗、現在におけるあのような苦しみというものは、一体どこに原因があると思われ、その点を御答弁願いたい。

○國田政府委員 先般も御報告申し上げました通り、第一の理由は、政府の責任において移民協定を締結して、その保障のもとに移民が今まで行われておりませんので、渡られたあと、契約やあるいはその他のいろいろな条件の差異があつた場合に、これを的確に政府が指摘をし、相手に改善を求めなかつたこと。第二の理由は、渡航されたあとは、団体または個人、あるいはまた向うとの雇用関係においてやつておられますので、日本の国家として、物的に何らの援助の処置がなされていなかった。この二点にあると考えております。

○淡谷委員 日本海外移住振興株式会社はそういうふうな移民の実態について何らかのはつきりした了解とまた対策を持つておるかどうか。政府が助けを求めらるるか。

○國田政府委員 現在の移民につきましては、いろいろ御指摘も受けております。外務省自体といたしまして、在外公館または特別の調査団等を派遣いたしまして、情報の収集をいたして

おりますが、今後とも各種の調査団あるいは在外公館に対する人員の付置、及び将来移民を実施する各地にこの会社の支店等も計画をいたしまして、これに対する資金の援助なり、あるいはいろいろな援助、場合によっては直接事業経営等をして、この方面の今までの欠陥を取り除くためにこの会社法律案を御相談願つたわけでございまして、なおまた国家と国家の問題につきましては、将来逐次外交の好転につれて、でき得るだけ各国と移民協定をしたいと考えております。

○淡谷委員 私はもう少し具体的な対策をお答え願ひたいと思うのでありますが、今のブラジルその他の南米の移民は、資本を投入する、それだけで成功する性質のものであるか。今次官が御答へになりました通り、まず正規の移民契約が成り立つて、外交的にこれが調整されて、初めてはつきりした成功の道につくものかどうか、その点ははつきりいたしません。またさつきのお答弁では、まだ外交上の問題が残つておるうちに承りました。この外交上の問題を解決したまま、このような外交上の折衝を進める助けになるのかどうか。その点の關係はまことにほんやりしてあります。もう一点は、この会社が政府とは独立いたしまして、実質的に移民政策を助ける会社であるという御答弁でありましたが、またただいまの御答弁では、何か国策を遂行する機関のような口吻が感ぜられるのでありまして、一体国策会社なのか、あるいはまた民間会社を政府が自発的に援助されるのか、その性格がまた再びここにはんやりして参りまして、その点を

もつとはつきり一つ率直にお答え願ひたいと思ひます。

○國田政府委員 現地において資金なるとその他企業等の御援助をするということと、政府が一つの方針のもとにこれを規制をしあるいは指導することとは、別個のことであると考えております。政府の規制もしくは指導あるいは一つの国家の計画に基いて移民集団を採用しようということは断じて考えておりません。あくまでも移民の個人あるいは団体の御援助をしたいと考えております。外交と本移民会社との關係は、移民会社を設立して外交を推進しようというのではございません。幸いに逐次戦後いろいろな国々との移民關係の外交は好転しつつございまして、それと伴いつつこの会社を設立して、両方の關係において推進していきたいと考えております。

○淡谷委員 国内で従来移民を世話をしておりましたさまざまな団体があるやうでございまして、この資料に基づきますと、目下それらとの關係は検討中である、研究中であるという言葉を再々見えておるのをごさいます。今頭をかしげておられる方がございまして、はつきり指摘いたしますとこの中に二カ所ございまして。これはもう研究が済んだのかその内容がはつきりしたのか、その点のお答へが願ひたい。

○國田政府委員 資料の中に記載してございまして「研究」という意味はこういう意味の研究でございまして。ただいま移民のいろいろな選挙、募集その他のこととお世話願つておられるのは、先ほど話題になりました海外協会でございまして、この海外協会の今までのあり方についていろいろ御指摘も受けておりま

す。なおまた政府から貸し出されるところの渡航費をこれに委託するということになれば法制化をしなければならぬ必要もございまして。もちろんこの海外協会の法制化は今起つた問題ではなくて、ずっと以前からその問題が起つておつたのでございまして、受け入れ機関たるこの振興株式会社の業務内容、性格等につれて、海外協会の行うべき業務等も変更をすべきでございまして、そういう法制化あるいは機構や、さらに先ほどいろいろ委員の方から御注意願ひましたように、機構の強化などについて検討しておるという意味でございまして。

○淡谷委員 現地の受け入れ機関についても若干質問したいのでございまして、ここに書いてございましてブラジル拓殖組合、パラグアイ拓殖組合、この二つが書いてございまして。この組合は今まで移民についてどのような世話をしてきたのか。この移民に対する貸付金の世話以外に貸付をしたあとの世話をされたかどうかという点を一点お伺ひをしたい。

○石井説明員 私からお答へ申し上げます。ブラジル拓殖協同組合について申し上げます。これは戦前に御承知のように、国内の移住組合連合会というものがございまして、それが現地におきましていろいろな植民地の経営をするというために作り出したのがブラジル拓殖協同組合でございまして。従いましてこれはブラジルにおきまして四つの移住地を経営することを主たる目的として仕事を参つたものでございまして。それに伴ひましていろいろの、たとえば製糸会社というふうな仕事をやつて参りました。しかしこれはその後

金、それからアメリカの市中銀行からの借款は、おそらくこれには比較にならないほど大きくなるだろうと思いますが、それにいたしても、政府が一億円の出資をする会社が、役員が三

人で従業員が十人というような形でも
って、果して非常に困難をきわめてお
るブラジルの移民の問題の世話ができ
ますか。もつと端的に言つて、この会
社は国策を遂行する上に、政府とブラ
ジル移民との間に立つて金の取次をし
る会社というふうにはつきり規定でき
ないものでしょうか。もつと率直なこ
とを言つてもらいたい。もしほんとう
に広範なブラジル移民のために世話を
するならば、三人の役員に十人の従業
員を置いて、一億円の資金を背負つて
やれるはずはない。非常こあまいいな

点を持っておりますが、その点をもつと率直にお答えを願いたいと思います。

○園田政府委員 当初この会社の人員は、充足の際に大体四十名程度を考えたのでございますが、予算の関係上資金も一億となりましたし、あるいはそのほかいろいろ資金面のこと

考えまして、充足に際してとりあえず今御報告申し上げましたようなことを考えておるわけでございます。将来この会社が充足をし、自由なる運行ができるのと同時に逐次これを拡大いたします、各移民先国等にも支店を置く程度、の会社を考えたわけでございます。そういう意味から杜撰等の点も他

の会社とは違つて五倍以上の杜債が發行できるという条項にじたわけでございます。

○渋谷委員 この会社は仕事をどんどん進めて参りますというのと、現地にお

ん進めて参りますという、現地にお

による。現地の移民は貧乏なわけには行かない。さように理解してよろしいかどうか、この点もお伺いしたい。

○石井説明員 向うでもって使います資金は、もちろんアメリカから借り受けます千五百万ドルというものを事業

資金にいたしまして、それを必要に依
じて現地に送りまして、現地の通貨で
貸すということになると思いますが、
私どもは将来はできるだけ現地の
現地に相当成功した日本人がおります

○淡谷委員　ちよつとはつきりしないので、そういう人々の資金も、将来日本に移民の援助のために、できるだけ集めて使っていきたいというふうに考えております。

のですが、外国資本と日本の資本と両方使うのですか、使わないのですか。
○石井説明員 内地資金は、私どもは向うに送ることは今のところ考えておりません。

○**渡航委員** 内地資金を送らないとすれば、貸付の金というものは渡航費用だけです。それとも渡航費用の中にもたくさん金をつけてやろうというのですか。現地のブラジル移民です。南米の多民に貸し付ける以上は国

内金を出さだるうと思うのですが、それではこれはただアメリカの金の取次をするだけですか、その点を一つ……

○植原委員長　ブラジルと一口に言っ

態は全く違ふでしよう。それだからしてそういう点を、たとえばサンパウロにはどのくらいおつて、サンパウロのおもなる者はどういふ仕事をしておる、農業に従事しておる者もあるし西

工に従事しておる者もある、アマゾン
の移民はこうだ、松原の移民はこうだ

という、数をあげてその状態を御説明になれば今の淡谷悠蔵君の御質問に対して大がいがわかりになるようにお答えできると思っています。

○石井説明員 それではそういう趣旨でお答え申し上げます。アマゾンにおきましては御承知のように戦前相当の数が入りましたが、一時非常にマラリアが流行して、非常にきつめまして、大部分の者が南に逃げてしまったことがあり、残りました連中が戦争中に収容されて、アカラ等に集められ、戦前アマゾン一帯でジエートを栽培したのがビメンタを栽培いたしました。戦前アマゾン一帯でジエートを栽培いたしました、これは一時非常に成功いたしまして、ジエートの格づけ権まで日本人の手にあつたのであります。これは遺憾ながら戦争のために取り上げられまして、そのために、ジエートにつきましては現在大きな産業にはなっておりませんが、日本人としては仲買をやつておる程度でございます。それからコショウは御承知のようにアカラに百家族足らずありまして、これが非常に成功をいたしております。それ以外ほとんど全部が戦後参りました。いわゆる自営開拓移民でございます。非常に上流グアボレあたりからアマゾンの河口に近いところまで三カ所、四カ所に入っております。これは自営開拓移民でございますので、原始林を焼き払いましてそれにいろいろなものを植えて生活をしておるという状況でございます。

それから南方におきましては、現在ブラジルに約四十万の在留同胞がいるということがいわれておりますが、そのほとんど全部が南部諸州、ことにサンパウロとペラナあたりを集結いたしております。これはもう歴史が非常に古くなつておりますために、主としてコーヒー園主とかその他農業関係の人が多いのでございますが、中には二世、三世が出ておりますために、いろいろな工業、商業、サービス業、各方面に進出したしております。従いましてこういう人々の資金を将来集めていくことがぜひ必要だというふうに考へておりますが、戦後この地方に参りましたのは全部が雇用契約による労働者移民でございます。日本人のコーヒー園あるいはブラジル人のコーヒー園というふうなものに分散して入っております。その数は、大体戦後政府から渡航費の貸付を受けて参りました六千名余りの人のうち、その半数以上がいわゆるコロノ契約で行つた人でございまして、これがほとんど南西地帯に入っております。この人々は現在、たとえば養蚕移民でございますとか、中には紡績移民という形の変つたものも多少行つておりますが、まだ雇用契約の労働に従事いたしております。この終りかあるいは来年ぐらいいから、だんだん独立をしていくという格好になると思ひます。

向うに行つております人間の状況は、大ざっぱに申しますと大体そういうことであります。

○淡谷委員 そういう人たちに資金を貸し付けるために、おそらくアメリカの市中銀行だと思ふが借金をするのでしょうか。国内の資金はちつとも出さぬのわけですか。

○石井説明員 国内資金、つまり日本で集めた資金という意味だと思ひます。現在のところでは、当分の間は少くとも千五百万ドルを現地に送つて使へばいいのではないかと、それから日本の国内で円を集めまして外貨事情の關係で現地通貨にかへることがなかなかむずかしいのではないかと思ひまして、私どもの当分の計画としては日本の円を向うに送ることは考へておりませんが、可能になりましたら、やはりそういうことも考へていいのではないかと、このように思つております。

○淡谷委員 そうしますと、結局この会社は、この資料にも書いてあります通り、アメリカ市中銀行三行が五十四億円の移民借款をやる、この借款と移民との間に立つてトンネル会社を作るというふうに結局考へてよろしいのですか。国内で集めた国内資金を出すのではないのだ、外貨事情もあるから……しかし貸付を受けるのは現地の移民である。この借款を目当てにして日本の国策を盛つたトンネル会社の性格のものであると考へてよろしいのですか。

○石井説明員 先ほど政務次官からお話のございました通り、私どもは、実はアメリカ三銀行からの借款がかりに成立しなくても、将来こういうものは必ず作らなければいかぬというふうに考へておりましたので、もちろんできるだけ国内におきまして、もし集める余裕があれば金を集めまして、それを向うに参りました移民のために使わなければならないというふうに考へておりますが、たまたまアメリカの銀行から借款ができましたために、しばらくはそれにたよろうということでございます。それと先ほど申し上げましたように、私どもはできるだけ現地に於いて成功した日本人等から資金を集めまして、それをもこの目的のために使つていきたいというふうに考へております。

○淡谷委員 この会社の設立をするのは内地でしようか。日本や商法に基く設立でありましようか。それで仕事をやるのはブラジル、こうなるのですか。

○石井説明員 設立いたしますのはこの法律に基きまして、この法律に書いてないところは日本の商法によるということになつております。それが現地においてそういう仕事をやるわけでありまして、果たしていわゆる支店という格好でできますかどうか、これは場所によりまして疑問だらうと思つております。私どもが今までのいろいろ當てましたところによりますれば、たとえばパラグアイあるいはボリビアとかいうようなところは、支店を作りますして、事業の経営ができるのではないだらうかというふうに考へておりますが、ブラジル、アルゼンチンあたりは、支店という格好ではなかなかできないのではないかと、このように考へております。従いましてそういう場合に、かつて日南産業が先ほど話に出ましたブラジルの機関として、実質的には支店の機関として働かして、あたつたような形態で、この場合でもとらなければならぬことがあり得るというふうに考へております。

○淡谷委員 だんだんはつきりして参りましたが、結局そうしますと、この会社を作りますして、政府がバック・アップをして、現地で体のいい銀行みたいな会社を作つて、ブラジル移民の金

持の中から金を集めて、それを資乏なブラジル移民に貸してやる、あるいはまたアメリカの市中銀行から借款を受けて、それに融資してやる、そういうふうな簡単に解釈してよろしいのですか。非常にむずかしくなつておりますが、お話を聞き方はどうなるようです。今の非常に乏しい国内の資金では、向うまで出せない外貨事情もあるようですから、結局支店なりその他の形をもつて、この会社の手でそういうふうな金融的な仕事をやるのだ、こう理解してよろしいのですか。

○石井説明員 ただいまの御質問、いろいろニュアンスのある問題だと思ひますが、きわめて端的に申し上げますと、そういう面が非常に多いだらうと考へます。

○淡谷委員 大体会社というものはわかりました。一つ農林次官にお伺ひしたいのですが、この移民は内地の農業のあり方とどのような關係を持つか。端的に言うならば、もはやこういうふうな移民をしなれば、内地の農業の構造が成り立たないようなところを追い詰められていくかどうか、その点を率直にお伺ひしたいと思ひます。

○吉川政府委員 淡谷委員十分御案内の通り、私どもは農村の次三男対策として考へざるを得ないという立場に立つております。

○淡谷委員 さつきも質問が出まして、この会社に対する農林省の協力がはなはだ乏しい。私はなわ張り争いでなしに、もっと大胆率直に御協力を願ひたいと思ふのでありますが、その前に農業の面から見たブラジルというものは、果して日本の移民に好適であるかどうか、あるいは現在の農業移民と

いう形がそのままよろしいかどうか、農林省の率直なる御意見を伺いたい。

○吉川政府委員 こと中南米に関する限りにおきましては、向うの非常に熱心な要望は、日本の農業移民でありま

す。今日まで日本から移民した者の業績が非常に高くその真価を評価されま

して、中南米の農業開発は日本移民に期待をしたい、こういうことから今日の移民が非常に要望されているのであ

ると私は見て参りました。従つて今後

も今までのような棄民でなくて、優秀な素質のある者を送り出して中南米の

国々の産業に貢献をする、協力する、

こういうことでなければ、やがてまた

排斥をされる日が近づくのではない

かというように考えております。

○淡谷委員 向うで要求いたして

ます日本の農業移民は、農業労働者としての農民でございましょうか。あるいはまた土着するような自作農を要求

しておりますか。その点をはつきりお示しを願いたい。

○吉川政府委員 ビメンタにいたしま

しても、ジュートにいたしましても、

コーヒの栽培あるいはカンピナスの

東山農場を中心とする農業経営のや

り方等を見まして、日本人の農業経営

というものに向うの連中は非常に関心を持って

持っております。私の見て参つたところでは自作農を望んでおると思

います。整理がつく前にどんな内地から押し出して行つたら、また混乱状態を呈す

ると思ひますが、現在向うにおります移民の調査が十分行き届いておるかど

うか。

○吉川政府委員 農業関係の技術指導と申しますか、高い指導性を持った人

人が非常に欠けているような感を感じました。従つて今後自作農となつて

一本立ちをしていくためには、私は指導的な技術者が必要ではないかと見て

参つたのでございしますが、困難を賭して、いわゆる契約移民として、農業労働者として入る者はこれは自作農とな

る一つの入口と申しますか、前提として一時的に契約移民をやつても向うの

であつて、やがては自立をして自作農となるのだ、こういう考え方でみな雇用

労働に従事しては現実を見て参りました。それからまたこれは所によつて違ひ

ますが、都会の近辺等においては、今日まで日本から移民した農民は極端な

収奪農法をやつておりました。そして奥地々々へと原始林を開発していった

のであります。交通等の関係でその産物の輸送に費用を要して経営が成り立

たないというので、奥地へ奥地へと発展をして参りました。これはおのずから

限界がございします。また子供の教育の問題等もございまして、結局ある

限界にとどまつた。中には再び最初の非常によせ養えた土地に逆戻りをして、

最近では肥料等を使って日本に見られるような集約的な経営に変つてき

ているところもございします。そんな関係で経営規模はどのくらいかというこ

とは一がいは申されませんが、先ほど外務省の方からお答えがあつたと

思ひますが、都市の近辺では四町歩、五町歩でりつぱに成り立つておるとこ

ろもございします。奥地へ参りますと、私は二十町歩か二十五町歩は少くとも

要るのではないかと思ひます。

○淡谷委員 さつき外務省の方からは具体的な数字についての調査はないと

の御答弁でございしましたが、農林省も外務省の答弁に依存するようではやは

り具体的な数字の調査はないものと考えますが、事は海外移民でございま

す。ちよつと帰らうにも太平洋を越えてこなければならぬような状態では

す。満州ですらあの戦争の失敗のため非常にたくさん犠牲者が出ている

のであります。さつき外務次官からも懇々とお話をございしましたが、日本の

帝國主義的な野望をもつて参る移民ではない、こういうことが言われており

ます。しかしアメリカの政府が、日本の政府があまり露骨に向うの移民に手

出しをするのは好ましくないといふことをはつきり言われておるのであり

ます。そうしますと、自作農主義をとつて次三男の移住を企てましても、果

して要求するような膨大な土地を向うの方で提供するかどうか、この点は一

体どうなつておりましたか、これは外務省の方にお伺いしたい。一体どれ

くらい土地の足通しがあつて、そういうことを申されるのか伺いたい。

○石井説明員 土地を手に入れる見通しがあるかどうかという御質問だと思

ひます。連邦政府の植民地につきましては、これは向うの政府が自分の手で作

る植民地でございまして、従ひましてその中で一戸にどのくらい土地をやる

かといふことにつきましては向うの政府がきめまします。従ひまして日本側はこ

れだけほしいといふことを申し出るこ

とはかまわないのでありますが、なかなか実現できないと思ひます。それか

らコロノその他でもつて今後独立していく人が果して土地を得ることができ

るかどうかという問題だと思ひます。これは私どもの考えでは幾らでも

できるというふうな考えでは幾らでも先ほど農林省の政務次官から御説明が

ございしましたように、たとえばコーヒにいたしまして、当初サンパウロ

の州内で非常に盛んに行われておりましたものが、それが少し地方が劣る

とどこん奥地の方に入つていく、奥地の方に幾らでも入つていくだけの

広い面積を持てているわけではござい

ます。従ひましてその奥地の方に土地を得ることも自由でございします。ある

いはすで奥地に入りましてあると現在牧場等になつておられますようなところ

を手に入れまして、それに集約的な農業を行なつていくといふようなことも

できると思ひます。全般といたしまして一例をブラジルにとりますれば、

その面積が大体日本の二十二倍ほどございまして、人口が現在五千万とい

ふ数でございします。土地の余裕は幾らでもあるのではないかと、それから現

在問題になつておられますボリビアにいたしまして、面積は大体日本の三倍

でございします。その三分の一近く、例のアンデス山脈等がございしますが、そ

れにいたしまして、そこに住んでおります人口の数が三百万といふやうな

ことでございします。土地の取得といふ点につきましては、私どもは現在

におきましてはあまり心配していません。土地が幾らでもできるとかいう御

答弁でございしますが、これは外交上はつきりした契約ができておるのです

か。かつて満州の移民時代も満州に行くと土地は幾らでもある。ただ同然

だ。三十年もやつていると自分のものになる。そういう宣伝につられまし

てた皆さんの青年が行きました。最後はどうなつたでしょう。それを考えま

した場合に、幾らでもできるとか、たくさん土地があるとかといつて他人の土

地を目当てにして行つたところ、非常に危ない雲当になつておられます。何

か外交的にはつきりした契約があるのかどうか、この点を伺いたいと思

ひます。これは農民に対する宣伝と違ひます。これは農民に對する宣伝と違

ひます。これは農民に對する宣伝と違ひます。これは農民に對する宣伝と違

ひます。これは農民に對する宣伝と違ひます。これは農民に對する宣伝と違

ひます。これは農民に對する宣伝と違ひます。これは農民に對する宣伝と違

いない段階でございませう。

○淡谷委員 まだ移民協定ができていないといふと、土地は幾らでもできるとか、あるいは心配は要らないといふようなことは、そういう気がするというだけに考えられますが、もしそういうふうな場合に土地があるといふてきた場合に、この会社は土地を買った金の金を出すのですか。移民の要求があつた場合には、そういうふうな向うで土地を買入れるという金を出すのですか。その点を伺いたい。

○石井説明員 そういうふうな農耕地を得まして、これを分譲するといふような具体的な計画につきましては、私も現在考えておりませんが、将来コ

ロノが独立していかねければならぬ。そのための援助をしていかねければならないといふことをいろいろ考えますと、もし非常に安いとか将来性がある土地があるといふようなことがあつたりした場合には、しかもその土地を手に入れて経営しようといふ人がほかにないといふようなことがあ

りました場合には、会社がやつた方がよいといふことになりますれば、会社がやることもあり得るといふふうな考へております。

○植原委員長 外務大臣は、今御出席になりましたが、約一時間ぐらいいしここにおいでになれませんから、もし外務大臣に対する質問があるなら、その質問をどうか先にして下さい。そして事務的の質問をあとに残していただきますと思ひます。

○淡谷委員 わかりました。さつそく外務大臣にお尋ねいたしますが、さつきからいろいろ日本海外移住振興株式会社法案の審議を行つておるのです

が、伺つてみますと、まだ移民協定ができていない。移民協定ができていない前にこういうふうな会社ができて、移民地で資金を集め、移民地でその金を貸すような方法がなされるということである。あるいは今の答弁にもあつたように、売地が出ましたら次第によつては、この会社が土地を買つてもよろしい、こういうふうな線まで今打ち出されております。これはしかし現在のうちに協定がでないような状態のままで、そこまでこの会社が深入りしても危険がないかどうか、外務大臣からはつきりお伺ひしたいと思ひます。

○重光國務大臣 私は今移民協定がなくても大よその見込みは立つておるわけでございますし、また従来も移民協定を作つたことを先にやらす移民はできておつたわけでございます。そこでこれは移民協定なくしてもこの会社がさような事業に携わるといふことを、今きめても差しつかえないと思ひます。

○淡谷委員 移民協定ができれば移民がでけないといふのじやないのです。私は移民協定がでないままにこういう会社を作つて、この会社がどんどんというわけにはいきませんが、売地が出たら買つてやる、あるいはまたブラジルの移民が若干の金を作つて土地を買おうとする場合にこの援助をする、こういふ土地をほとんど金で買つていく、その場合に非常に安い

い協定であるいは協定なしにやつて、かつて満州で失敗したような失敗をまたしてもやるのではないか、この点を心配するのであります。たとえば一例を申し上げましたならば、そして買

つた土地の所有権は一体どうなるのか。あるいは向うでできます農民の土地に対する権利はどう行われておるか、その点は移民協定なしにはいかうに理解してよろしゅうございませうか。

○重光國務大臣 その土地をかういふことは今日の場合でなくて将来買おう、かういふわけでございますから、それで差しつかえないと思ひますが、前からの議論の御趣旨がよくわかりませんから……

○中村(時)委員 関連して、今外務大臣は不意にいらつしやつて今までの経過がわかつていらつしやらないと思ひますので、今までの農林省の政務

次官の発表にもありましたように、自作農を非常に期待しておるといふことが骨子になっておる。そういたしますと、この会社ができ上つた場合に、たとえば土地を買おうかどうかという問題がすぐに起つてくるわけですね。それから、この中に「その団体の行う農業」とある。土地購入といふことも当然考えられる。にもかかわらず現実に土地購入といふものは行われておる。それに對するところの耕作権確立の方針なりそういうものが政府と政府の協定なくして行われるかどうか、事実それが行われたいとすれば松原移民のように、政府の力が弱くなつていく、あるいは向うの大統領が死んでしまつて根本的にひっくり返つてしまつて、かういふような状態が幾らでも起つてくる。そこで協定なしには移民が

尋ねしておるわけですね。その点を今淡谷委員はお尋ねしておるわけですね。私はこれはこの会社

ができ、そういう段取りになれば協定をこしらへることに着手しなければならぬと思つています。

○中村(時)委員 それでは重光外務大臣のお考えは、政府と政府の協定といふことをお考えになつていらつしやるわけですか、そうなんですか。

○重光國務大臣 そうです。

○中村(時)委員 それならば、この会社の一つの趣旨というものが政府と政府の問題として取り上げられるということにあれば、なぜかういふような関係性があると思ひますので、あとで私の時間のときに申し上げたいと思つております。

○園田政府委員 先ほどからしばしばお答え申し上げております通り、いろいろ相手国と話し合ひは進めておりますが、いろいろな関係で今のところは移民協定を結ぶに至つておりません。従いまして外交の好転するにつれて将来はこの国とも協定を結びたいと考えておりますが、協定を結んで政府と政府が責任を持つて移民の条件等を作り出した際におきましても、移民したあと、その条件を相手の国が守るかどうかといふことが政府の仕事でございまして、移民した人々の生活なり事業なりその他の援助は、この会社がやるわけでございます。

○中村(時)委員 今大臣のおっしゃつたのは、この法案が通れば直ちに協定を結びたいとおっしゃつておられるのです。将来どういふと云つておられるのではない。もっと具体的なのです。この法案が成立すれば直ちに協定を結びたいといふならば、それに対する対案があるわけですね。それなくして

ただごまかしてそういうことをやつておるといふのは非常に迷惑です。

○園田政府委員 ただいまでも協定を結ぶべく外交上いろいろ努力しておりますので、協定とこの会社の業務は並行して進んでいくべき問題と考えます。

○淡谷委員 何かこの会社ができないれば移民協定がでないような御答弁に聞きますが、一体移民協定とこの会社はどういう関係があるのですか、この会社はできなくても移民協定は結べるか、この会社ができれば移民協定をやるつもりか、できないればどうするか。

○園田政府委員 その通りでございます。外相が法案が通れば協定を結ぶといふのは言葉の何でありまして、会社がなければ協定を結べないといふ……

○植原委員長 委員長は質問者と御答弁の間に誤解があると思ひます。なぜかなら、土地の所有権の問題はブラジルや今問題になつておるところでは問題にならない。当然日本人が所有できるのです。そののみならずコンセンソ

ンで日本人が持つておる所有権も安全だ。それがもし危険な状態になるといふことを仮定されて言へば、そういう場合には外務大臣の政府と政府と話ができる。この会社の別問題と私は了解しておつたのです。委員長はさういふふうに了解いたします。

それから今外務大臣のおっしゃるの
は、これに基いて協定をやつていつて
その確立を願いたいとおっしゃるやう
ておられるのです。

○國田政府委員 私の答弁はこの会社
ができなければ協定が結ばれないといふ
答弁をした覚えはございませんが、も
しもそれでありましたならば誤解を解
しておきます。この会社法案と協定と
は別個の問題でございます。

○淡谷委員 そうしますと確認したい
のでございますが、この会社ができて
もできなくても移民協定は結ぶので
ございませうか、それとも移民協定を結
ぶ上にはどうしてもこの日本海外移住
振興株式会社という会社が必要なので
ございませうか、その点をはっきりして
いただきます。

○國田政府委員 協定を結ぶのに移民
会社を設立することが必須条件ではご
ざいませう。

○淡谷委員 それならば今のこの法案
を出してどうしても通過させなければ
ならないという理由はどこにあるので
ございませうか。金もこつちから出すの
じやない、現地で集める。現地で土地の所有
を許し、生活を許し、向うの市民とし
て扱われておる日本人が、この貧弱な
る会社を持っていかねば融資でき
ないのか、その点はどうなのですか。

○國田政府委員 この会社の設立をお
願ひしておるのは、協定を結ぶために
必要な条件であるからお願ひしておる
わけではございませう。今日までの移
民がいろいろ苦勞しておられます。
その苦勞しておる原因の一つは、渡ら
れたあと日本の国家として何らの補助
も援助もたないままできておりました
から、この会社を作つて早急に移民

されたあとの移民の方々の資金なりそ
の他の面について援助をしたいという
意味でございませう。

○中村(時)委員 今政務次官は名答弁
をされたとお思ひになつたかもしれま
せませんが、冷静に考えてもらいた
い。あなたの言つておられるのは、この法
案と今言つた問題は別だとおっしゃ
つた。ところが重光外務大臣はこの法案
が通過すれば協定を結びたいとおし
やておる。答弁の内容が違つておるし
や。片一方は別のものだと言つてお
る。片一方はこれができればそれによ
つて協定を結びたいと言つておる。御
答弁の仕方が全然違つておる。外務大
臣と二人の御答弁を願ひたい。

○國田政府委員 決して名答弁のつも
りではございませう。私が言つてお
る原因が二つございませう。その一つは
政府と政府の責任ある協定によつて保
障されていらないという点と、もう一つ
は移民されたあと国家として何ら物的
な援助をしていないという点と、二つ
ございませう。従ひまして一方はなるべ
く早い時期に協定を結んで、そうして
政府と政府との間にこれを保障する関
係をつけ、一方においてはこの会社の
手を通じて援助をしたい。この兩者
は、会社ができれば協定を結びやすい
でございませうし、協定ができれば
会社の進展にも都合がいいでございま
せうし、無関係ではございませう。
が、その兩者がお互いに必須条件だと
は考えておりませう。そういう意味で
ございませう。

○重光外務大臣 今よく伺つてみます
と、今政務次官の言つた通りに私も考
へます。

○淡谷委員 事は重大でございませうか
ら、私もつとはっきりお伺ひしたいの
ですが、さつきからたびたび言つてお
ります通り、かつて満州におけるあの
移民の失敗を再び繰り返したくないと
いうのは、もう次官の答弁ではつきり
しておられます。この会社が国策会社
にあらずと言つておきながら、だんだん
国策会社の線がはつきりしてきてい
るじやないですか。この会社ができれば
協定も結びやすくなる、協定ができれば
この会社もできやすくなる、政府は
これに一億円の投資をしておる、日本
の移民政策をこれによつて担当してお
る、これ以上の国策会社がございませ
う。この会社が国策的な性格を持つて
現地移民の金融面の困難を打開してや
るのだ、こういうふうには理解してい
るとすれば、これは明らかに満州の使命
と同じようなものを新しくまた持ち始
めると言つても私は過言ではないと思
う。一体この会社なしには金の融通が
できないという原因がどこにあるの
か、はつきり大臣、御答弁を願ひた
い。この会社を作らなければどうして
も現地の移民が金の融通ができないの
だ、この会社がそんなに移民に十分資
金を融通する余裕のないことは、先ほ
どの御答弁で明らかであります。これ
ができまして、結局はアメリカの市
中銀行の借款を得、あるいはまた現地
の移民の豊かなものから金を融通す
るのだということになれば、現地の金
融機関をたよらないで、どうしても国
内におけるこういう会社の設立を見な
ければならないという必要が一体どこ
にあるのか、その点も御答弁を願ひ
たい。

○國田政府委員 満州開拓団の失敗を
繰り返すなということ、具体的に言
うと、国家の基本方針によつて移民を
訓練し、移民の団体を国家の方針によ
つて規制をし、移民したあとまで国家
の何らかの意図によつて動かしたこ
と、私は満州開拓団の失敗した基本的
な原因であると考えております。なお
また今後の移民につきましても、移民
協定なりあるいは移民について障害が
あるとすれば、そのような疑いを受け
ることが移民を阻止する最大の原因で
あると考えております。従ひまして今
日政府におきましては、断じて移民さ
れたあとの諸団体を規制をし、あるい
は指導をし、あるいは何らかの國家の
意図によつてこれを動かすことは考え
ておりませう。しかし少くとも日本の
國民であつた方が、向うへ出ていつて
新たな天地に働く場所を求められた
場合においては、國家として、一人前
の生活の基礎なり産業の基礎を築かれ
るまでは、國家で援助する責任と義務
があると考えます。その責任と義務を
遂行したいと考えているのがこの会社
でございまして、この会社を使つて國
家の意図なりあるいは何らかの具體的
統制規制をしたいとは考えておりま
せん。

○淡谷委員 今の御答弁ははなはだ納
得できない。満州の移民の失敗は、國
家が國家の政策を行おうと思つたから
失敗したのでではなくて、國家の移民政
策が誤つていたから失敗したので
す。少くとも國家が必要に應じて移民
する以上は、これははつきり正しい移
民政策をとらなければならぬ、正しい
移民政策をとるならばこの國家がこれ
を援助し、またその移民政策によつて誤
まらないようにすることは当り

まへの話です。その点私はこの移民政
策の樹立については決して反対をいた
しませんし、むしろ推進をしたいので
す。ただそれを何かあいまいに、この
日本海外移住振興株式会社なんといふ
ものの陰に隠れて、遠慮しがちに移民
政策を行ふような形が私はいけな
いと思う。それをはつきり國策会社なら國
策と打ち出してしまふ。國策に
誤まりがなければ、國策の遂行を移民
は何ら阻害いたしません。その点は一
体どうなのです。それともまた、今次
官の御答弁のように、國の政策はあ
るのだけれども、一切はこの会社にま
かして、一億円は投資するけれども、こ
れは野放しにして、この会社のするま
まにまかしておくというのか、その点
をはつきりしてもらひたい。

○國田政府委員 一億円は投資をする
が野放しにするという意味ではありま
せん。法律の各箇条にあります通り、
おのおの資金面については大蔵大臣と
協議し、計画その他の監督については
外務大臣が責任を持つてやることにな
つております。ただ私が申し上げまし
たのは、移民されたあとの移民のいろ
いろなことについて政府は干渉をしな
い、援助だけをする、こういうことで
ございませう。

○赤路委員 関連して。今の次官の答
弁はけさほどの話とちよつと違つた
のではないかと。移民に対しては國が
責任と義務を負わなければならぬと
いうことであつたと思ふ。ところが資
料をいただきましたが、私がけさほど
からやかましく言ひますように、この
資料のどこにも最後の点はないので
す。今次官のおっしゃつたことは、こ
れは移民対策としては一番重大な点だ

まへの話です。その点私はこの移民政
策の樹立については決して反対をいた
しませんし、むしろ推進をしたいので
す。ただそれを何かあいまいに、この
日本海外移住振興株式会社なんといふ
ものの陰に隠れて、遠慮しがちに移民
政策を行ふような形が私はいけな
いと思う。それをはつきり國策会社なら國
策と打ち出してしまふ。國策に
誤まりがなければ、國策の遂行を移民
は何ら阻害いたしません。その点は一
体どうなのです。それともまた、今次
官の御答弁のように、國の政策はあ
るのだけれども、一切はこの会社にま
かして、一億円は投資するけれども、こ
れは野放しにして、この会社のするま
まにまかしておくというのか、その点
をはつきりしてもらひたい。

○國田政府委員 一億円は投資をする
が野放しにするという意味ではありま
せん。法律の各箇条にあります通り、
おのおの資金面については大蔵大臣と
協議し、計画その他の監督については
外務大臣が責任を持つてやることにな
つております。ただ私が申し上げまし
たのは、移民されたあとの移民のいろ
いろなことについて政府は干渉をしな
い、援助だけをする、こういうことで
ございませう。

と思う。この点がはけてしまうと、これは何にもならぬと思う。そのことはけさばかり各委員から現地の実情等が話されておる。この中には移民の募集であるとか、選考であるとか、あるいは訓練であるとか国内的な対策、そのうしたものは全部明細に載せられておる。ところが現地で、行った移民に対する指導なり世話なりをどうしてするかというところは一項も載っていない。だから今の次官の御答弁は、今までのことと関連して聞いてみますと、ただ移民をした人に対して金融の道をつける、それでボンとあとは切れておる。それから先をどうするかというところは一つもない。そこが一番重大な問題だと私は思う。この点は一体どうお考えになるか。

○岡田政府委員 移民されたあと、移民された人々が相手の国の政府の方針なり、あるいは行政の方針に従って自分の生活を開拓をされる、その生活を援助するのことが仕事であつて、これを指導したり統制をしたりすることは控えなければならぬと私は考えております。

○赤路委員 それは少しおかしいと思う。私は、統制とか何とかという言葉を使うこと自体がいかしいと思う。もう外務委員会でも問題になったように、移民であつて、あなたがたのおっしゃる通りに国が責任を持ってこれらのめんどろを見ようということなれば、統制とか何とかいうことではなしに、金を貸しつ放しでなしに、少くともそのあとのめんどろまでは会社が当然見てやるべきじゃないか。会社が見ないとするな

れば、私はこの会社を作る意味がないと思うのです。そこを私は問題にしている。その点がここでははけておるか、一体どういう意図なのだ、そういうことなんです。

○岡田政府委員 渡られたあとの資金の面なりその他の面について援助をする責任を持つのは、当然この会社の仕事であり、またこれはひいては政府の責任であることは当然でございます。ただわれわれとして考えなければならぬことは、そのいろいろなものについて指導したり、こちらが干渉することになることは避けなければならぬといふことを申し上げておるのでござい

○淡谷委員 他の委員の質問もござい

○岡田政府委員 渡航費及び向うに行かれた資金を貸し付けただけで責任が果せるとは考えておりません。その後いろいろ起るべき問題につきまして

は、相手の責任者とそれぞれ折衝をして、いろいろな打開をしたり、あるいはその他の面で援助をすることは当然であると考えております。

○淡谷委員 最後に一点だけ伺つてお

○岡田政府委員 設立発起人その他は

○植原委員長 中村時雄君。

○中村(時)委員 それがあつたからこ

○中村(時)委員 まことにわかつたよ

○石井説明員 アマゾン移民につきま

○石井説明員 アマゾン移民につきま

○石井説明員 アマゾン移民につきま

○石井説明員 アマゾン移民につきま

○石井説明員 アマゾン移民につきま

○石井説明員 アマゾン移民につきま

ありますが、それが思うように遂行できなかつた原因ということになりますと、私どもは、まず第一に渡航費が足りなかつたという点にあると思ひます。アマゾンに参ります自営開拓移民は、全部政府から渡航費の貸付を受けて参りました移民でございます。ために、渡航費の貸付を行ひ得ません限り出ることができなかつたわけでございます。

○中村(時)委員 よくわからなかつたからもう一度言つて下さい。

○石井説明員 アマゾンに辻移民の割当通りに人が出なかつた一番大きな原因は、渡航費がなかつたということでありま。

○中村(時)委員 そこで外務大臣にお尋ねしたいのですが、問題の重点は渡航費ということになっております。そういういたしますと、外務大臣は、常日ごろ移民に対しては非常に熱意を持っておる、あらゆる角度から私たちは研究してゐるとおっしゃる。現実に渡航費、というよりは予算の上を見ますと、わずか五億圓、日本の国内産業はある程度発展して来て戦前に返つたと言ひながら、事実こつちの事態はわずか五億圓、そのうち渡航費が半分以上を占めておる。それでもつて実際移民の契約なり計画なりの上においてどのようなものが考えられるか。この予算の上から一つ御答弁を願ひたい。

○重光国務大臣 渡航費の点は非常に窮屈だと私も思ひます。そうしてこれは十分に予算措置をすることができなかつたことを私は非常に遺憾としておるのでございませう。一人当りの渡航費という点から制り出すことだけでなく、御承知の通りに日本の船の準備

が十分でない状態で、費用の点だけじゃありません。それだから、かようなことは実は一足飛びにすべてを整えるわけにいきませんから、ごく最小限度の出発点をもつて満足するよりほか道がないというところで、実は予算措置などについて非常に窮屈に相なつたわけで、それでもつて私もやむを得ず出発をしよう、こういうことに考えてきたわけでございませう。

○中村(時)委員 次の来年度予算において、あるいは補正予算の中において、外務大臣は、このような偏見のあるような予算をどのようにお考えになつて、たとへば来年度においてはどの程度にお考えになつていらつしやるか、それまで続くか続かぬか別として。

○重光国務大臣 本年度は、御承知の通り五千五百名を出すことにより、こつつけたわけでございます。これでも非常に困難でありませう。そうしてただ満足すべき点は、前年度よりも増してやるといふことでございませう。これは満足であることは、私は申し上げて差しつかえないと思ひます。それからそれを基礎にして来年度は一万何千名というところをにしたい、こう思つてお一人の考え方を実現のできる問題でないというところは御承知の通りであります。私は最善を尽して順次に移民の事業を築き上げていこうと考えておるわけでございます。

○中村(時)委員 何といつても予算を伴う移民問題なのです。そこで五億圓というものはこの際とるにもなかなか苦心をされた、こうおっしゃる。ところが以前からのものを考えてみたとき、戦前におきましては移民というものは政府援助です。政府の払いでやつておるわけですから、今度は貸付でやつておるのです。貸付でやつておる五億圓ぐらゐの金を云々されて、それさへとることが困難だ、むずかしいといふことになると、移民行政というもの

はてんでなつておらぬということになつて、そのお思ひになりませんか。私はそういうふうな、真剣に考えた場合に思ふのです。それに対してのあなたの熱意を聞いてゐるのです。

○重光国務大臣 私もこれははなはだ貧弱だと思ひます。思ひますが、これを十分によれないといふことではしようがありませんから、これでもつて全力を尽してやるだけのことをやつてみよう、その上にさらに積み上げていこうというので、これでもつて十分御援助も得て、事業をやつていきたい、こういうことがわれわれの考え方でありませう。

○中村(時)委員 あなたと話していると、うわさでは非常に移民に関心を持たれてやつてゐるけれども、何かぬかにききといふのですか、どうもはつきりしないのです。そこでその問題を転じまして、先ほど政務次官は、政府と政府の協定に基いた交渉ができ上つていないといふことが第一点、向うへ行つてからの日本の国家として物的援助ができなかつたといふことが第二点、こういうふうなお考えを持つていらつしやるのでありませうが、私もその通りだと思ふ。そこでそれに対して一、二お尋ねしておきたいことは、まず第一に資金の金融面の問題であります。今のところは資金といひましては渡航費の問題ですが、渡航費の貸付資金の回収はどのようにおられますか。

○石井説明員 私からお答え申し上げます。渡航費はまだ現在元本を回収する時期に到達してありません。利子だけを回収しておる時期でございます。が、この回収成績は非常に悪いのでございませう。従来回収すべき額が二百一十萬圓でございませうが、このうち返つておりますのが五十九萬六千圓といふ数字でございませう。これも実はこの前中村先生から予算委員会御質問がございませう。かつて契約上、十二月末日をもつて移民は利子を払ふといふことになつておりましたので、十二月末日に洋上にありまして回収できないものにつきました。これは神戸でこの金を徴収してゐた事実がございませう。それも含めましての数字であることを申し上げておきます。

○中村(時)委員 その前にだれか外務大臣に御質問があればやつて下さい。これは非常に重要な問題に入つてきたので、私は深く入りますから。

○足立委員 外務大臣にお伺ひいたしますが、最近外務省から出ている話によりますと、企業移民というやうな言葉が非常にクローズ・アップされてきております。なお出所は私はよく知りませんが、巷間伝えられるところによりますと、何だか日本の移民政策が転換したのではないかといふやうなことがいろいろ伝わつております。と申しますのは、たとえば人口問題の解決のために移民をはかるというのではなくて、世界の平和に寄与するために、文化交流のために移民をやるのだといふやうな線に変わったかのごとき報道も伝えられておりますが、この際外務大臣に移民政策の根本的な考え方につきまして私はお伺ひしたい。鳩山内閣と

して今後の移民政策をどのようにお考えになつておるか。基本的な構想と申しますか、これをまずお伺ひをしたいのであります。

○重光国務大臣 今のお話は、日本の移民を向うの土着移民として送り出すとする意向であるか、それとも企業もしくは商業、通商方面に役立つ移民として送り出すとする趣旨であるか、どうかといふことに大体帰着するようになつてゐるが、もしそうであるとするならば、われわれの移民政策といふのは、実はその両者を含んでおるわけでございませう。日本の人口問題を移民問題で直接に解決するといふことは、私はほとんど不可能なことだと思ひます。つまり日本の若干の人間を向うへ出して、それがためにその数だけ日本の人口を少くして、それで人口問題を解決する、これはたとへば日本のごく近くのところに広大な領土でもありまして、それでやるといふ場合がもし起るならば別として、今われわれのさしあつた現実の問題として考えておるのは中南米の移民の場合であります。ここに持つていつて日本の人口問題を解決するために、毎年百万以上ふえるこの人口問題の解決のために移民をやるというところは、なかなかこれは容易なことではないと思ひます。しかしながら数がたいてい少くても、数千であつても、またわれわれの希望しておるやうに数萬の移民を送ることがもしできるならば、これは私は日本の人口及び経済問題に非常に寄与することだと思ひます。つまり直接に日本の人口問題の解決にならずとも間接には日本の人口問題に非常に寄与することだと思ひます。それだけ土地に土着をする

移民を送り出していく、日本の人口はそれだけ少くなる、これが直接の影響であり、それだけではなくして、向うに送り出した移民からこれに付帯する通商の問題等を考へてみますと、これは非常に大きな影響を持つものだと思います。従いましてその移民は、移民を受け入れる国の状況によつて、また移民の種類が必ずしも一様でないと思います。私は、移民の受け入れ態勢によりましては、やはり土着をする移民を送るといふ、土地に移民を植へ付けるということが一番いいと思ひます。これがまたその移民の生活の安定の上からいっても一番確かな道だと思ひます。しかしながら国の受け入れ態勢によつては、あるいはいろいろの手工的の職業に従事する者とか、あるいはまた工場労働者とか、あるいはまた技術労働者とかいうようなことが最も適する場合があります。これは勢い数は少くなると思ひます。しかしそういう場合においてこれもやはりけつこうなことだ、そういう事態に應じて、日本はこれに適合する移民を送り出して少しも差しつかえないと思ひます。そしてそれによつて直接の人口問題解決というよりも、間接に日本の経済問題の緩和に寄与することができ得るようにしむけることが非常に重要と思つておるのであります。私ども移民に対する考え方は、大体こういうことを考へておる次第であります。

○足立委員 日本の外務大臣が移民によつて人口問題を解決することは困難であるといふことを言い切つてしまわれることは、私は事が非常に重大じゃないかといふふうに実は考へるわけがない。

のです。もちろん今外務大臣のおつしやうな気持はよくわかります。なぜかすれば満州にあれば大がかりに移民をいたしたその実績を見ても、十年かかつて今日の日本の人口の自然増の二年分にも足りなかつたといふこと考へてみて、おつしやる通り手近なところに廊下を渡つて行ける場所でもあれば、これは直接的に非常に効果のある人口問題解決のための移民といふことになりましよう。ですから外務大臣のおつしやることはよくわかるのです。が、さりとて日本が今日人口問題で非常に困つてゐる、お先まつ暗です。その日本の国の外務大臣が、移民では解決できないのだと言ひ切つてしまわれるといふことは、諸外国に与える影響等も考へますと、これは事が重大じやないかと私は思ふのです。占領政治時代にはマッカーサーもあつて日本の人口問題には目をおおつていました。当時アメリカからの学者が日本の国内の事情を調査に來られましていろいろなレポートを書いておられます。しかし日本の人口問題に関する限りは翻訳を禁止しておつたやうであります。私は占領政治時代に国会から派遣されてアメリカへ行つてみて実は逆に驚いたのです。が、ルックというアメリカの雑誌が日本は人口問題で爆発せんとしてゐるという大きな写真入りで、図解で日本の人口問題がいかに苦しい局面に來てゐるかといふことを、大々的に取り上げてゐるのを見まして——あの当時国内ではつめのあかほどもわれわれはそういうことを口にするのができなかった、うっかり口にする、何だか昔の帝国主義的な考え方のやうな受け取り

れ方をしたので、みんな遠慮して口をつぐんでおつた。今日誤解を受けるやうな出方はまずいと思ひますが、しかし千五百万ドル借款できるのも結局日本の人口問題は重要だ、人口問題解決のための一助にもこの際移民はどうしても必要なものだといふことが、一つの基本になつてゐるのじやないかと私は思ふのです。ですから千五百万ドル借りてこれで会社を作つてやるのだという法案をここに提出されておきながら、外務大臣が移民では解決は困難であると言ひ切つてしまわれることは、私は非常に危険があると思ひますが、外務大臣はどういうふうにお考へになつていらつしやるか。なお私は極端に言へば、一人でも平和のうちに海外へ出て、そこへ定着してくれれば、日本の人口問題の解決にそれだけ役立つ、同時にまた向うで活動して外貨も獲得するし、いろいろな関係で日本の得るところが多いと思ふのであります。單に中南米だけではなくて、東南アジアその他に對しましても幅広く門戸をたいて、平和のうちに外交交渉という御熱意がなければ、これは絶対に進まないと思ふ。それを外務大臣が移民じやだめなのだといふお氣持、率直に正直におつしやつたお氣持は私もよくわかりますが、それでは私は今後の發展性がなかつたと思ふ。やはり日本の人口問題は非常に困つてゐるのだ、これを解決するには一人でも多く平和外交によつて、移民を送り出すといふことをしなければならぬと思ふ。それに對する熱意をもつと持つていただかなければ私は解決しない、かように考えますが、御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○重光國務大臣 私は移民によつて日本の人口問題解決に貢献することはないといふやうなことは、一つも今言ひ切りもしなければ、申したことはございませぬ。それは今の御了解が間違ひでございませぬ。私は移民問題について、日本の移民は、百万以上毎年増加する日本の人口問題を直接に解決する政策とはならないと思ひます。間接に人口問題に貢献するところがきつめて多いといふことを申し上げておつたつもりです。それだから移民には受け入れ態勢を最も重視しなければならぬ。ただこつちがどれだけ出したか知らうにはあつて出していなくても、なかなか日本のこの重要な人口問題はお話の通り根本問題で、私は日本の国策中の國策に關係してゐる問題だと思ふ。そしてアメリカから見れば、日本が侵略政策をとつたのは、人口問題が原因だといふことに非常に考へを及ぼして、アメリカ占領軍時代において、アメリカは日本の困難はどこにあるかといふことをあらゆる方面から研究をして、官民ともにこれは人口問題にあるのだといふ結論に達して、人口問題が日本というか、東亞の形勢を支配するものである、これは爆発性を持つてゐる問題だといふことを論じたことはその通りです。私もそれはよく知つております。さういふ重大な人口問題であるから、日本のこの人口問題を解決するのに移住で解決するのだと日本が言ひましたらどうなりますか。外国にはこれは日本は侵略に來るのだ、侵略政策すなわち移民政策だといふふうにとられましよう。さういふことはよくない。

い。そこで東南アジアでもまた豪州でもすべて、まず第一に日本の政策は平和的であるといふことを十分に徹底せしめ、理解せしめて、その上で日本の通商を發展させ、それからまただんだん移民も行くやうになるのであつて、移民をまつ先に立て、この爆発性を持つてゐる人口問題解決のために、日本人がどんどん押しかけていくといふことに相なりましては、これは日本の平和外交の趣旨を徹底せしむることはできません。私はこれは非常に注意しなければならぬ点だと思ひます。日本人はもう平和政策なのだ、そこでその勤勉な日本人を受け入れて、われわれは何にも自國のために憂うことはない、日本人は完全に同化するりつぱな移民として受け入れることができるのだといふ空氣がだんだんできてきた。この空氣に沿つた政策をとることが、日本の平和政策であり、また發展するゆゑんだと私は思ひます。きらわれるようなことはできるだけ防いでいく。そしてさういふ作用は日本の人口問題を間接に私は解決することに非常に貢献するものだ、こう思つております。私は今あなたの言われた御趣旨と全く同感だと思ひますが、しかし私の言つたことについて誤解を持たれては私も困りますから、これだけの御説明をいたすわけであります。

○足立委員 私も言葉じりをとつてどうこうといふことは考へておりませんが、先ほどの御答弁の中に移民では人口問題は解決できないのだといふことをやはり言い切つておられたように思ひます。そこで私はああいう質問をいたしましたのであります。これは速記録を

見ればはつきりすると思いますが、ただ私が期待しておりましたのは、重光外務大臣が外国との関係を非常に顧慮されていることは外務大臣として当然わかりませうけれども、私は今日の日本の人口問題の奥情からいいますと、思い切つて少くとも自由諸国に対しては日本の実情を訴えるだけの勇氣を持つていただいていいのではないかと思ふ。そうして理解をしてくれるところから移民に対する協定などを結んで進めていく、たとえば賠償も済んでおりませんので困るのでありますが、インドネシアあたり、私去年行つてみますと、こゝし組織選挙があるそうでありすが、マシエミ党あたりが勝てば、軍との関係も非常にいいので日本からの移民は相当期待できる。しかも水産にしても農業にしても林業にしても、ほとんどあらゆる分野にわたつてあんな大きな島々が未開発だ、こういふところの開発は日本人の手によつて開発してもらふ以外にないのだといふことで、向うの為政者も相当理解があるように私ども現地でも聞いて参りましたが、非常に心強く思つたのでありますが、これは賠償問題等もからんでおりますから、今すぐとは言えませんが、もしも、しかしこういふ天地は私は大きな期待が持てる、大きな天地が開かれていふというふうにも感ずるわけです。そこで先ほども申し上げた通り、この際外務大臣が勇氣を持たれて、この人口問題によつて困つてゐる日本の生活程度もますます下つてこざるを得ないジリ貧の状態に追い込まれてゐる実情を、世界に向つて訴えられる勇氣はないか、そこまでやつていただきたいというのが私の偽らざるところの願ひです。

なお、先ほどもほかの委員からも出ましたけれども、今回の会社法案に係ひたしまして、外務省で移住局を作りになった。その人事の問題までも、先ほど話に出ておりました、また昨日ですかの新聞にも何か出ておりましたが、過去あるいは現在までの移民の実情からいいますと、何と云つても農業移民が主体です。最近また水産関係の移民も相当歓迎されておるやうで、ほつぽつ出始めておるやうであります。そのほか外務省が新たに企業移民ということも打ち出されておる。これもある程度は必要でありましよう。しかしこれは数からいふたら私は限度がある、ごく微々たるものだと思ふ。考えますし、おそらく九十何パーセントは農業移民だろつと思ふ。この農業移民に対する取扱ひ方につきましても、従来外務省と農林省とずいぶんごたごたを繰り返して来た。去年も農林委員会では吉川さんが先に立たれたもので、農林委員会でもずいぶんやつたのであります。その結果事務次官官憲書というものができて、今いただいております資料にもそのことが出ていふわけですから。そうしてこの通り外務省と農林省の間には連絡がつくと思ひますが、願わくはこの移住局をお作りになるのであれば、これは一元化した組織であることが一番望ましいのであります。政府内部でのなわ張り根性でがたがたしておつたのでは、せつかく大切な国策がこれによつて足を引つぱられ、あげ足を取られたりして、うまく進まないということになる。そうするとこれは迷惑するのは政府じゃないの、実は移民をするものが迷惑をする

わけです。重大なことなんです。ですから、移住局を作られるならば、外務省に作るというところはこれは筋道からいつてやむを得ぬと私も思ひますけれども、作る以上は、人事の配置等についても外務大臣は思い切つてお考えになつて、少くとも移住局ができれば課長の一人や二人農林省からとつて、農林省と完全なる意思疎通がはかられるやうに、連絡も十分つくやうに、あらためて事務次官官憲書というやうな、政府内部で、しやくし定本のみしむを著たやうな連絡折衝をしないでも済むやうになさるべきじゃないですか。これは何かもう人事の発令もあつたやうであります。この際外務大臣のお考えをはつきり伺つておきたいのであります。

○重光外務大臣 そのお考えは私もしごくけつこうだと思ひます。そうしなればならぬと思ひます。しかしこの委員会では移住局の課長をどうする、こゝうするやうなことをおしやるのではなくて、一体移民というものは日本の国で人口が余つておる、これを出したといふことは日本の国で簡単にできます。しかし出しただけじゃないう、これがどうやって成功するかという、その主体はどこにあるかという、向うに行つてつづけばその移民が仕事にありつて、受け入れ国において成功するといふことが主体でありまう。その用意をしなければいかぬと思ひます。そこでさうな取扱ひをする仕事をしなければいかぬ、これは国外に送り出して、国外でありつづける仕事をしなければいかぬ、しかし国内においてどういふ移民を出すかといふことを考える方面は、これはまた重要で

ありますから、これと十分連絡をとつて、意思疎通をはかつていくといふことは当然のことであつて、これが外務省だとか、どこだとかいふことは私は必要ないくらいに考えておる。それはどうやうな意思があるわけですか。人事の交流もけつこうでしやう。そういうことについてはまた十分に打ち合せをして、それがために各省には次官もおり、局長もおるのですから、十分に連絡をとつてやればいい、こういうふうには私に考えております。

○足立委員 何か誤解があるやうですが、私は別に課長をどうこうせよといふことを申し上げておるのではない。私の申し上げてゐる意味は、移住局を作つて移民に対する国内の体制を飛躍的に強化していかうといふので、それが、そうすれば、この際さうしやくし定本にかみしもを着て打ち合せをするやうな、政府内部で開き直つて事務次官官憲書というやうなことでやるのはなしに、関係の深い各省からの人をどんどん送る、ちやうど経済安定本部を作つたときと同じやうに、もうツーで連絡がつくやうにすべきだと思ふのです。そしてこれの主管は外務大臣でけつこうです、その方が外務大臣として仕事に徹底してうまうまできるし、また大きな仕事ができるのではないかと、私に申し上げたのです。もう人事も発令があつたやうです、私は別に課長をどうこうせよといふことじゃないのです、今私が申し上げたやうに、今までの九十何パーセント農業移民だ、その方の主管は農林省だ、これからは農林省に連絡をとつてやるのだ、こゝう言

われませんが、農林省が重大な関心を持ち、また熟練した技術を持ち、人間も今まで全国に四千人も配置してきておるのですから、こゝういふ機構と人材を動員しなければいけません。そういう意味で少くとも農林省から課長の一人や二人を移住局に送つてもちつともおかしいことではない。それを外務省が独占してしまふといふことは今までのなわ張り争ひをなおこれからも続けるやうな感じがするので申し上げたわけであつて、課長の人事をどうこうせよといふやうな指図がましいことではありまじやうと思ひます。

○重光外務大臣 今の御趣旨は私は全然御同感です。そうやらなければならぬと思ひます。そういう行政方面のこととは、これは行政部門へおまかせになつてしかるべきものだと思ひますが、立法府としての御批判は、私は全くそつと、次官官憲書などのごときは、実は外務省の希望ではなくして、他の方面からの事務上の調整のために必要があつたわけ、さうかくとらぬでも、十分に連絡をとるやうに、御趣旨によつて私は指令を出しますから、さういふふうには御了承願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 今外務大臣は、熱意は持つておられるけれども、わずか五億圓という話がありまじやう、その分折を、二して三といふと思ひます。今非常に重要な発言に入つてきたやうですが、たとえば回収率が二千万圓に對してたつた五十九萬圓、その五十九萬圓の回収に對して以前私が御質問をして、皆さん方にその考え方を翻して

いたしたいというお願いをしたことがありますが。その五十九万円の中に、たとえばあなた方があつせんをしておる神戸あつ施所において、渡航する以前に天引きしている金額は入つておるかどうか。

○石井説明員 これは入つております。

○中村(時)委員 私は以前にも注意したのですが、そのように移民をされる人たちのわずかの金を先取りをしていて、利子によってこれを穴埋めして、こうというような考え方を依然として続けるつもりですか。

○石井説明員 これは、二十七年、二十八年、二十九年においていたしまして、二十九年度におきましては一切やめました。従いまして、二十九年度におきましてはこれの収入はゼロであつたわけでございます。

○中村(時)委員 その天引きをやつたのはこの金額のうちの幾らですか。

○石井説明員 ただいまはつきりした資料を持っておりませんが、私の記憶によりますれば、五十九万円のうち現地から参りましたのは十二、三万円だつたと思つております。

○中村(時)委員 そうすると、ほとんど回収はできていないといつていい程度だと思ふのです。なぜそういうことができていないかという点、現地がそれほど苦しいという点を意味している。あなた方が内部機構の問題やいろいろなことで騒いでいるうちに、現地はこれほど苦しい状態に追い込まれていくのです。その一つの問題を取り上げてみましょうか。たとえば五億円と先ほどおっしゃいましたけれども、その五億円は貸付資金の一戸当りにしま

して一体幾らになつておるか。営業資金として持つていける金が幾らになりますか。

○石井説明員 五億円と申しましたのは、おそらく渡航費だと思ひます。渡航費は従前におきましては大体一人当たり十万円とあらう下さればつこうでございます。一、家族当り大体五十万円でございますが、今年度から一割値下げをいたしましたので、多少それを下回つております。

○中村(時)委員 その渡航費を引いて現実に向うへ持つていって使える金は幾らあるのですか。

○石井説明員 ただいま外貨の關係で認められておりますのは、一、家族当り二十万円、これを外貨にかえて営業資金として、あるいは生活資金として現地に持つて参ります。

○植原委員長 中村さん、外務大臣はもう時間ですから、外務大臣に聞いていただくこともいいことですから、外務大臣は御帰りになつて……

○中村(時)委員 大事なことです。外務大臣はこういうことを知らぬのです。よく頭の中に入れておいてもらつて、予算のときにはうんとがんばつてもらわなければいかぬ。そこで、大体私の調べた中においては、一、家族五人として一人当り七千五百円なんです。向うへ持つていけるのは、営業資金として持つていけるのは……。そういう金とすると、大体において日本において開拓農民が一人当り百万円です。一戸の人間が営業するのに百万円です。しかも向うの大規模の土地農業をやつていくのに、その一戸当りの比率がこれだけ違つておる。一方ではせいぜい

一万円前後だ。一方は百万円です。それで十分ななか内地においてはできない実情なわけです。だから、百分の一くらいしか持つていなくて向うへ行つたら、資金が足りないというのの当然のことなわけです。だから五億円くらいをもつて、私はまことにうらやましい政策の行政に對して熱意を持つていまいす、それで十分ななか困難ですといふ言ひわけはつかぬと思う。これに對して重光外務大臣はどういうお考えを持つておりますか。

○重光外務大臣 そうでありますから、移民借款も歓迎しなければならぬ状態でありまして。来年度以降においてはさらにそれをもつて先に進んでいこう、いわばもつとがなかつたわけですから、それを作つて先に進んでいきたい。それについては、私はたびたび申し上げましたが、十分皆さん方の御協力を得たい、こうお願いをしておるわけでございます。

○中村(時)委員 借款の話が出ましたが、それではその借款の問題に關しまして、一応現在ブラジルにおきましてはドル換算をやつております。しかもインフレ傾向は非常に強い。そういう中においてこの借款の問題を取り上げた場合には、一体その基本になつていく現在の為替レートを幾らに踏んで考へてやつていられしやるか。

○石井説明員 現在公定レートをもつて換算いたしております。

○中村(時)委員 ところが実際にブラジルにおきましては非常にインフレの強いときなわけです。たとえば二十七年において一ドルが二十八クルゼイロ、二十八年は四十二クルゼイロ、二十九年は九十クルゼイロ、このようなイン

フレの傾向が非常に強い中において、片方だけ資産を固定しておいて、これに對処するお考え方はどういふふうな方法をもつてお考えになつていらつしやるか。これは大臣にお尋ねします。

○石井説明員 私ではよろしうございませうか。……まことに何でございませうが、ただいま御指摘のようにブラジルその他中南米におきましては、大体慢性的にインフレ傾向にあることは御指摘の通りでございます。これは為替の差損が出て参るのでございます。これをどういふふうにするかということにつきましては、なお大蔵省と折衝中でございます。

○中村(時)委員 私はその方はあとでよく御研究をお願いしたいと思います。私はあなたに對する質問は——事務当局とよくやつていきたいと思つております。あなたと抽象的なことをやつていく時間は非常にもつたないと思ひますから、どうぞ……

今の御答弁に對して私ははなはだ遺憾に思ふ。あなたは今インフレの傾向がこういふふうになつておるから目下大蔵省と話し合ひをしております、こ

ういふふうにおつしやりました。このインフレ傾向は今言つたように二十七年から起つておるのです。それを今ごろになつて話し合ひをいたしますといふ答弁がのうのうと云えるかどうかというのをよく考へてもらいたい。今まで何もやつていなかったのです。

○石井説明員 これは会社が貸足いたしましたので、会社で金を使う、従いまして回収の問題が起つて参りますので、研究しなければならぬ問題でございます。大蔵省と種々話し合ひをいたしておるのでございますが、結局におい

て会社の損になるか、あるいは政府がそのしりを見てやるかという問題に歸着すると思ふのであります。その点のあれがまだ大蔵省と話し合ひがついていないという意味でございます。

○中村(時)委員 それじゃもう一点お尋ねしますが、今までやつておつたのは、連合会に金を貸して、そうしてその回収の依頼を向うにしておつたはずなのです。その回収の依頼に對する向うの機関、向うの法的根拠との関連性はどうかいふふうになつておりますか。

○石井説明員 従来の契約におきましては、この渡航費の貸付の回収につきましては、ただ単に連合会から現地の受け入れ機関に對しましてその回収を委託していただけております。従いまして現地の受け入れ機関は移民からこれを回収して連合会に支払う義務があるわけでございますが、その移民と連合会との契約というものが現地の法律によりましては法的な裏づけを持つておりませんから、現状におきましては、移民が持つてきた金を集める、あるいはせいぜい移民に對して返すことを要請するという程度のことしかできていないのが現状でございます。

○中村(時)委員 今言つたように法的裏づけもなければ協定もないということがそこに現われてきたわけですから、こういう実情で実際に移民行政をやつていこうといつたて当初から無理なのです。しかもそういう政府の協定すらできていないときにこれをやつてみて、この会社をかりに作つたといひましたも、やはり依然として法的根拠のないこの方法が打ち出されてくるわけだと私は思ふのです。これに對して政務次官どうお考えですか。

○農田政府委員 ただいま許されてお
りますのは自由相場で送金が許されて
おります。ただ換算率の差が問題にな
って参りますから、その点については
さらに研究したいと思ひます。

○中村(時)委員 そういふばく然たる
お答えだったら、私はもつとお話を願
ひたい。という事はたとえばそれで
は今まで個人が、辻でもよろしい松原
でもよろしい、個人が向うの政府と協
定をして、そして話し合ひをつけて
移民の送金をやつたわけですか。それ
に對するブラジル政府の受け入れ、ある
いはそれに対する援助、あるいはそれ
に對する具体的な内容というものは何
があるかという事をお尋ねします。

○農田政府委員 御指摘の通りであり
まして、將來早急に移民協定をやるよ
うに努力をしたいと考えております。

○中村(時)委員 今言つたように向う
に法的の裏づけもない。こういうふう
に何もできていないときにこの会社法を
かりに可決いたしました。結果は同
じような状態が起つてくる。受け入れ
にいたしましたも送出にいたしましたも
も、それは政府としての今までのしき
りがあり、たとえばオランダやイタリ
アのようにほんとうの協定ができてい
ないために宙に浮いたような格好にな
つてしまふ。それが常に不安と動搖を
来しているのです。それはあなたも御
存じのように、ヴァルガスが死んでし
まつたら松原さんがたちまち困つてし
まつた、そして引き揚げなければなら
ぬという状態になつておる。これは一
つの例ですが、個人と個人が結びつく
からこういふことになる。裏づけがあ
つてもないのです。だからそれに対し
てあなた方がもしもどうしてもこれを

裏づけしてやうていこうとおしやる
ならば、政府のそういう法的根拠に基
いた打ち出しがなければならぬ。あな
たはそれをどういふふうにお考えにな
りますか。

○農田政府委員 御指摘の通りでござ
いまして、法的裏づけがないわけでご
さいます。しかしただいまのところは
移民協定を結ぶ段階には至りません
が、相手国と始終打ち合せをやつて、
なるべくさういふような矛盾や条件の
違いを是正するように折衝をいたして
おります。しかし法的の裏づけにつ
きましては早急に協定を結びたいと考
えております。

○中村(時)委員 ほんとうを言へば、
私は協定ができてからこういふものが
でさるのが本筋だと思つてゐるので
す。しかし反對にこれができてから協
定をやりたいという重光先生の御意見
もあつたやうですけれども、それは考
え方の相違でありますからここで深く
問題にいたしません。

次いでこの法文の中に入つていき
たいと思つてゐます。この法文をよく読
んでみますと、まず第一条のうちの、二
行目でございまして、「渡航費の貸付
並びに移住者及びその団体の行つ農
業、漁業、工業」この団体の行つ農
業の範圍をどういふふうに限定されて
おりますか。

○矢口政府委員 農業の範圍と申しま
す、第一には開拓移民に対する援助
であります。具体的に申し上げま
すと、たとえば脱穀機がほしいとかある
いは向うでトラックがほしいとか、そ
ういふ面で非常に困つておりますの
で、そういうものに対する融資をいた
したい。それからコロノ等に對する雇

用労働者が独立いたしますときの資金
を貸し出した、こう考えており
ます。

○中村(時)委員 それが非常に重点の
ように聞えますが、その「漁業、工業」
その他の事業に必要な資金の貸付を行
うほか、必要に応じ、移住者を受け入
れる事業に對する資金の貸付及び投資
並びにその事業の経営を行うことを目
的とする「この目的ですが、非常に広
範な内容を含んでゐるわけですか。こ
を讀んでみますと、字で書いてみれば
簡単ですが、この内容というものは大
へん広範なものです。あなた方は今の
資金でこれだけの内容が十分完備でき
ると思つておりますか。

○矢口政府委員 千五百萬ドルと申し
ますけれども、毎年割当は御承知の通
り三百萬ドルでございます。約十億
ちよつとばかりでございますから、これ
を一挙にやるといふことは非常に困難
なことでありまして、さればこそ人員
も整理いたしまして初めは手がたくや
つていく。そういたしまして成功いた
しますれば、先ほどもほかの委員から
御指摘もございまして、現地の資本
も集まつてくるのじゃないか。またこ
の成績いかんによりましては、米銀の
借款も拡大し得る可能性もあるのであ
りまして、まず初めは手がたくやつて、
それが成功いたしますと、おのずと情
勢が有利に展開してくるのじゃない
か、そういう工合に持つていきたいと
思つております。

○中村(時)委員 あなたのおしやる
のはまことにけつこうな話です。とこ
ろが私が今まで何のために概念的な問
題を投げかけたかといつたら、今言つ
たように利子の回収さえできにくいと

いう現状なのです、しかも十億圓貸す
といつたら、その中には旅費を含んで
いるはずですよ。

○矢口政府委員 いや……
○中村(時)委員 含んでいないのです
か、事業資金だけですか。それではそ
の事業資金についてお尋ねいたします
が、事業資金といふことになる、あ
る種の営利といふことが問題になる。
さうでしよう。すなわちアメリカの三
銀行から借款をするにいたしまして
も、当然これはある程度の利潤がある
という見解があつてこそ金を貸すので
す。損をして使ひ込まれるのに何で金
を貸しますか、貸す理由がない。そう
しますと、それに基づいた営利といふこ
とになりますと、今言つたように農業
移民の完全な考え方としてはマイナ
スを起してゐる。實際には利子の回収
えでできない経営状態なのです。それ
に持つていつて投資をして果して一
なた方はある程度の利潤が浮き上るよ
うな考えを持つてこの会社を作つてい
らうとするのかどうか。

○矢口政府委員 その点で苦悩してい
るのでございまして、御承知の通り、
一つの営利的な採算ベースに乗つた
てやつておりますけれども、もちろん
これは移民を推進するのが最大眼目で
ございまして、右の端は営利、左の端は
移民を推進するといつたやうなむす
かしい二つの線路にはさまれてゐるので
ございまして、考えておりますのは、具
体的に申し上げさせていたが、具
体的に申し上げさせていたが、具
体的に申し上げさせていたが、具

と、開拓移民等につきましては、個々
の開拓移民に貸し出すよりも、御承知
の通り協同組合をおのおのの入植地に
おいては作つておりますから、協同組
合を相手といたしまして、そして何が

しかの担保、たとえば場合にによりまし
ては青田貸しになるかもしれせん、
あるいは持ち込み担保と申しますか、
トラックとか脱穀機とかいふようなも
のが担保になるかもしれせん。そう
いふものを担保にして貸し出す、少く
とも損はしないやうなところでやりた
い。利ざやはこの法案にもございま
す。通り四分で計算してあります。一応の
アメリカ側の了解を得てございませ
んが、おきましては一割以上の利率で貸
しますのです、その間にまあ幾らで貸
すかは別といたしまして、相當の利ざや
がございまして、この利ざやでもつ
て現地の経費をまかなつていきたい、
何とかして貸倒れのないやうな線とい
きたい、こういう工合にもくろんで
ゐるのであります。

○中村(時)委員 どうもあなたのおつ
しやることは抽象的で、納得がいかな
い。というのには、農業移民が九九%
、それが中心になつてゐる。その農業
移民の実態は、今あなたの言つた通り
です。あなた方はそれを肯定した。に
もかかわらず片一方においてはある程
度の企業形態で取り上げていきたい、
片一方ではある程度の損失がある、あ
る程度じゃない、そのうちの九九%ま
では農業移民なのです。そういう考
え方を持つてこの会社の設立がござい
ますかというのを聞いてゐるのです。
それからちよつとお伺ひしたいので
すが、今度移民の入植せられる地区は
どこだつたのですか。

○矢口政府委員 最初に地区の問題を
申し上げますと、今入ろうとしており
ますところはパラグアイでございま
す。ちよつと脱線するかもしれませんが

けれども、しばしばアマゾンでは事件がございまして、本年度はアマゾンから重点を少しはずしまして、幸いにはかにパラグアイとかドミニカとかあるいはボリビア等喜んで入れてくれる国がございまして、それから、そういう方面に主として出す考えでございまして。

それから目論見書案というものがございまして、これでおわかりになります通り、今の計画といたしましては全資金のうちの大体二五%くらいまでは農業、漁業以外のものに充てたいくらの計算でこれを出しているものであります。

○中村(時)委員 今政府委員のおっしゃった、たとえばドミニカの問題一つを取り上げても、向うに受け入れる組合を作らせてはおりませうけれども、ほとんどそこは農業移民というものは在来なかった、私はそう記憶しております。行っている人は、ほとんど商人です。もしそういう商人の方々が農業移民の受け入れ態勢を作ったとしたとしても、これは人を惹きくというに困りますけれども、おそらくそれに対するところの増取よりほかはないと思う。事実その土地における農業の発展もわからなければ、あるいは土地の肥沃度もわからなければ、あるいは転換されていくところの新しい農業形態もわからなければ、そういう方々によって受け入れ態勢を作つてそれに責任を持たしても何ができるか、私は真剣にそう考えてみたい。これに対してどうお考えになりますか。

○矢口政府委員 ドミニカのことを申し上げさせていただきます。ドミニカは、ちょうど去年の九月ごろから急激に登場して参りましたので、現在は公使館員以外には日本人は一人もおりません。農業移民もおりませんし、工業をやつておられる者も、商業者も一人もおりません。全部今度新たに日本人を送り出すのでございまして。それで近く農林省と外務省で調査する一つのグループをこしらへまして、来月中旬に立地条件その他をよく調べまして、できるだけ間違いないようにして、今度こそはいの意味の移民政策をやりたい、こう考えております。

○中村(時)委員 今度こそというのは、今までが悪かったということですか。次に問題になつてくるのは、今申しました配分の状況です。たとえば農業に対しては幾らになつてゐるか、漁業に対しては幾らになつてゐるか、工業に対しては幾らになつてゐるか、その内容を明確にお示しを願ひます。

○石井説明員 ただいまのお尋ねは、第一年度におきまして三億四千五百万円割りで當てるうちの、農業と水産の割合という意味でございまして。

○中村(時)委員 この法文の第一条にちゃんと出てゐるでしょう。「渡航費の貸付並びに移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行う」ずっと出てゐる。間口を広げてゐるじゃないかと言つたら、実際には農業以外のところに持つてきて二五%の貸付をいたしたといふ。こうおっしゃつた。そうでしょう。だから農業以外の問題に關して、農業では幾らなのか、ほかの種類はどうなつてゐるのかということをお尋ねしておる。

円、工業関係におきまして一億九千五百万円、これは一応の数字でございまして、ただ一つの目安を出しただけでございまして、実際問題といたしましては、現地の実情に應じていろいろの会社自体が要する数字をやつていくだろうと思ひます。

○赤路委員 関連。今の御答弁はおかしいと思う。この所要資金——一応の目安といつて逃げられたら困るので、農業と漁業以外は二五%という。この一億九千五百万円というのは二五%にならぬ。二五%といへば一億三千五百万円。数字が違う。一応の目安ではいけませんよ。

○石井説明員 ただいま二五%という数字は間違ひでございまして、今計算をいたしてお答えいたしますが、一応の数字と申しますのは、いずれ会社ができて、それが現地の事情をよく調査いたしました上で具体的に本年度はどこにどういふ金を使うかということをお尋ねします。それに対して……

○赤路委員 その答弁は重大だ。大体これはこの法案の審議をやつてゐるのですよ。少くともこれに対してはもっとも明確なものがなければならぬと思ふ。こんなずさんなものを出してここで審議するのですか。それじゃ審議できませんよ。もっと正確な資料を出して下さい。そうでなければ審議できません。——議事進行。今の答弁では私は審議を継続することはできませんから、もう少しこれに対する正確な、明確な……

呼び、その他発言する者多し

○石井説明員 先ほどのパーセンテージは申し違ひでございまして、農水産関係が六四%工業関係が三六%……(金では幾らか)と呼ぶ者あり)金ではお手元に差し上げましたこの目論見書案というものに書いてございまして、第一年度三億四千五百万円、六四%に当ります。それから工業関係が一億九千五百万円、これが三六%に当ります。

○中村(時)委員 今議事進行で非常にもめましたけれども、実はそういう間違つたことが——ほんとうにまだ向うの方にできていないから、そういう資料を提出してくれ、こういう願ひをしないようにしてもらいたい。

それで次に私が言つたのは、間口が広過ぎるという問題なのですが、大体三億四千五百万円は先ほど言ひました農地を購入する場合の資金、あるいはそのほかどういふ面に使われますか。

○石井説明員 ここにたくさん間口を広げて書いてあるという御指摘でございまして、私もこれは全部一時に行おうというふうには実は考えておりません。先ほど申し上げましたように営農資金の貸付でございまして、独立資金の貸付でございまして、この許された資金の範囲内で必要に応じていろいろ仕事をやつていきたい。ただ将来にわたつてそういう必要が起きました場合には、あるいは移住者受け入れに対する資金の貸付、投資、あるいはこれは先ほど矢口局長から申し上げましたように、きわめて限定された場合には直営することもあり得ると書いた次第でございまして。

のです。それではそのうちのあなた方が最も考えていらっしゃる入植後における必要な営農資金であるとか、あるいは土地代金の問題であるとか、あるいは機械化の問題であるとか、あるいは地力減退の問題であるとかいろいろあるでしょう。そのうちであつた方は何を最も農業の生産力増強、あるいは生活の安定に対する重要な問題として導入しようとしていらっしゃるか。

○石井説明員 私どもは、農業関係におきまして一番必要なものは、先ほどから問題になつておられますように、自営開拓移民として入つた人々の営農資金を見てやることだと思ひます。先ほど渡航費が全然返らぬので、そういう金はもう全然返らぬのではないかと……

お話がありましたが、渡航費以外に、新しく入りました移民は全部現地の銀行からいろいろ資金の借り入れをいたしております。これにつきましては先へいつてさらに金を借りるというふうな必要もございまして、大体何とか工面をして返しておりますが、今後私どもがこの会社を通じて、より安い資金を貸してやることもできると思ひます。そういうことになりますれば、それもある程度は回収できると考えております。それがまず第一にやらなければならぬことだと思つております。

○中村(時)委員 それは日本で簡単に考えた農業経営の本質的なあり方であらうと思ひます。ところがあちらの方は大陸農業であつて、どちらかと言いますと地域によつて違います。それについて詳細に指摘してもいいのですが、概念的に言ひましても大体三十町

歩前後を作っておる。三十町歩作つたといふは、実際に三カ年くらゐでまた次に移行していくわけだ。そうするとその移行していったところはそのまま土地放棄をやつておきます。これは家畜養育の問題もあれば、借りた者は地代の問題もありません。そこでまた金融の問題も出てきます。そういうふうにして土地放棄をやつていく現象が一大地帯の現象です。たとえば家畜の導入であるとか、あるいは機械器具の購入であるとか、そういう営農とおつしやいまして、一がいには言えない。現実にはいろいろな資金の問題が起きてきているのです。私が言うのは、せつかくここまでお考えになるなら、具体的にもう一歩突っ込んで、一体どういふ計画をしてどういふふうにしてやるかという、その事業計画をお持ちであるかと思うのです。それをお聞きしたい。

○石井説明員 たいだいま御指摘がございまして、地域によりまして、おのおのみんな形態が違って参ると思ひます。ただ私もこの金をどこに地域でどういふふうに使ふかというところまでは考へておりません。農水産関係で初年度三億四千五百万円ですが、それを地域によりまして最も必要性の高いものからいろいろな形態で使つていきたいと考えておる次第でございます。

○中村(時)委員 まだ私はこれを見ていませんが、日本海外移住振興株式会社が目論見書案というものが出ております。今初めて拝見いたしました。これを見ましても私にはすべてがぴんとこない。というのは、向うの実情に即応してやつてゐるのじゃない。ただ人数

とそれに伴う概念だけを打ち出して、外務省だつたらこういふことで認められるかどうかわかりませんが、少くとも農業をやろうという感覚を持つた人には、おそらくこれでは納得がいかないだらう。次官は一体これで承認されますかどうかお尋ねしたい。こういう目論見書案で農業経営の一つの目標としてのあり方ができますかどううか。

○吉川政府委員 まだ相談にあずかつておりませんから……。

「それみなさい、だめじゃないか」と呼ぶ者あり

○中村(時)委員 今のおわかりだろうと思うのです。農林省の政務次官すらまだ御相談にあずかつていないのです。だからこういう抽象的なわれわれから見たらほんとうに何を言つてゐるのかというふうな問題が出てくる。これは答弁にも何にもならぬから、農林省の政務次官とよく話し合つて、そうして的確な資料をびしやつと出して、これでどうだということへ持つてきてもらいたい。

○植原委員長 委員長からちよつと申し上げますが、ブラジル一カ所だけの問題ではありません。ただ委員長として御考慮願ひたいことは、ボリビアの問題もウルグアイの問題も、それぞれ所違つたところで新しい計画をされたところもあります。実際調べてみた上で、日本で年度計画を立てた事業でも、その計画通りに実行できないこととがしばしばあります。それゆゑに遠隔の地で今年新しい計画を立てて、そうしてかりにブラジルだけで農業の問題を考へても、アマゾンの考へる場合とサンパウロ付近の考へる場合とで

は、同じ農業と言ひましても非常に違ふと思う。またアルゼンチンの問題において、農業や漁業を考へる点においても違ふところがある。それだからしてそういう先々のことは、何百何名にどれだけの費用をどういふふうに分けて当てるというふうな計画までは、一年や二年でできることではないと思う。それだからなるほど政府の答弁においてもかなりの欠陥のあることを私認めますけれども、はつきり具体的にどこにどれだけ使つて何にどういふふうに使ふかということはよほど困難なことではなからうかと思ひます。

○赤路委員 委員長のおっしゃることはわかるのです。移民の計画書を見てみれば多方面にわたつてゐる。それを一々明細に現地の状況を調べてきてこようだあたとやれと言つてゐるのではないのです。委員長はこれをこらんになつたでしよう。この会社の事業目論見でいいと思ひますか。いいと思ひないでしよう。先ほどの御答弁の中に三十年代に移住する地区といふものがありましたが、その広範にわたつていない。しかばその地区に適したような計画は、こういうものでないか。もう少し詳細に出なければならぬ。委員長のおっしゃるやうにこまかく何もかもというのではなしに、もつとこういうものでない目論見書を出し、事業計画らしいものが出なければならぬ。しかも農業移民なんだ。農業移民に重点を置く限りにおいては連絡があるはずだが、農林次官は知らぬと言つてゐるのです。そういうことでおやりになるからずさんなものかでない、この中村君は言つてゐるのだから、何も委員長が言うやうに広範なものを

何もかも調べてやれと言つてゐるのではないのです。委員長誤解です。

○植原委員長 農林次官の弁護に立つわけじゃないですけども、農林次官はそういうこまかしい点までよく見ておらぬということですか。

○赤路委員 こまかしいとは何ですか。それは誤解です。これは外務省だけの責任の問題じゃないと私は思ふのです。農林省にとつても重大な責任がある問題なのです。だからもつと農林省と外務省の間でよく相談をして、こういうやうなものに對する事業目論見なり計画なりを立ててここにだしていただきたい。もう少し整理された資料をいただきたいということなのです。

○園田政府委員 これは大事なことでありますから、私の方からも今の点について申し上げます。今資料として差し上げてございまして、会社の事業目論見書は決して会社の事業計画ではございません。この会社を作るに當つての一応の目論見を出したものでございまして、大体こういう方向でやりたいというところでございまして、会社の審議の御認可があれば、それに基いてそれぞれ協議すべきところは協議をし、あるいはお力を拝借するところは拝借して、そして内閣にできます審議会で一応の立案が總理大臣に答申をされる。それが監督の外務大臣から会社の方に回されて会社で最後の事業計画を立てるのが当然でございまして、会社の事業計画であるとわれわれは考へておられます。一応この会社について御相談申し上げますために、この程度のこととございまして、御報告申し上げたいわけとでございます。従ひまして今問

題になつておりますのは、農林省と外務省の間の問題についてでございますが、この点については先ほど大臣からも御答申申し上げましたが、さらに大事な点でございまして、私からも今日までの経過を具体的に申し上げてみたいと思ひます。

たいだいま問題になつております本件会社の業務運営に關しては、海外移住審議會幹事会においては十分議を尽くしてはしいという意見が次官會議の席上で農林省の代表から発言があり、これにつきましては通産省からも同様趣旨の発言があり、外務省を代表する事務次官はその趣旨に沿うべき旨を明らかにしたばかりでなく、外務省は事実上の問題として会社の事業計画の作成認可に當つては關係省の意向を十分しんじやくすることが、会社の運営を円滑ならしめるゆゑんと考へまして、その具体的方法として關係省との間にはつきり次官申し合せという一つの書類に残してこれの協議方法を作りたいといふことを考へております。この点につきましては参議院の方でもしばしば私からお約束を申し上げておりますが、本委員会においても右の信念を御報告申し上げたいと思ひます。

なおこういう關係から、農林省及び外務省との間に責任を回避すべきでない、進んでみずからの持つておる所管事務の権限において業務を遂行したいという熱意から意見の食い違ひがあつたことは事実でございまして、資料の中にも書いてございまして、移民行政に關しては閣議の了解事項があり、会社の運営に關しては同じやうなことがあり、審議會については審議委員の構成に當つては、農林省と外務省と十

しましても、在外公館の配置人員の變更あるいは技術官の配置あるいは本省における移住局の拡張などと伴つて、

そういう点に逐次努力いたしたいと考えております。

○中村(時)委員 私はそういうような面に関して、特に資金配分の状況から

見 あるいは今の政務次官の御答弁から推察いたしましたして、どうしても海外移住振興株式会社というものは、そ

の重点は、将来あるいは企業移民のあなたが考えていらっしゃるような方向

になるかもしれない。しかしここしばらくは、農業移民がその九割以上を占

めるのじやないかと推察するのです
が、これに對して、あなたはどうか
お考えを伺うことがよいです。

○國田政府委員 当分は、お説の通りであると考えております。

○中村(時)委員　そうすれば、たとえば資金の面において、先ほどの赤路委

員のところに戻ってくるわけです。大蔵大臣との協議という問題になつてく

る。しかも技術なり、あるいは受け入
るの現地における営業指導なり、ある

いは入植後の営農資金なりあるいは地力の減退防止のための畜産の導入な

り、そういう個々の問題が重点になつてくる。その九割以上が今言つた農業

核民ということになれば、その経営に
対する内容の指導とか、あらゆる面に
業関係が重点になって現れてくる

わけです。そういったしますと、片方で
国家資金を投ずるからといって大蔵大

臣が出るならば、その技術指導なり営業指導というものが、より以上高い評

こゝに基いて農林関係が出てくるだろう
という考え方になってくるわけです。

私の言っていることが間違っているならば、政務次官から御指摘を願いたい。

○園田政府委員 本会社の事業遂行並びに事業計画の策定に当りまして、農林大臣が有力なる発言権を持ち、この計画の遂行並びに推進に当ることは当然である。私も同様に考えております。ただこれが法文上に明記されなかつたのは、先ほど申し上げましたような理由で、大蔵大臣との関係は、協力関係というよりも、金銭上に關する監督の關係であつて、事業計画その他について協議すると申しまして、それは主として政府支出に關係する、たとえば損失補償であるとか、あるいは事務費の支出であるとか、あるいは渡航費の支出であるとか、そういう面についての協議で、金銭のための権限、義務というものは、一般のものと別個でございます。大蔵大臣と外務大臣との場合には――労働、通産とは比重的点においては、農林の方がうんと上であることは認めますが、それは事務当局であるならば、先ほどそれが申されました通りに、法文に明記していろいろ規定することも必要でございます。ところが、一つの政府のもとに統轄された各省でございますし、その各大臣は一つの党から出ている意思相通じたる大臣でございますから、これは法文に明記しなくても、申し合せその他によつて十分農林大臣の発言権が出てくる、こういうことで意見を調整し、農林大臣は閣議においてこれに署名をしたわけでございます。

○中村(時)委員 私はちよつと園田先生とは意見が異なるのですが、あなた方が今の内閣においてそういう考え方を

を持つことは御勝手でありまして。しかし法律にして出す以上は、恒久的のものであらうと私は思う。その場合において、たとえばあなたのような考え方に基いて結論を出していきますと、どうしてもあなたの方の投票資格の格好でこの会社を考へていくのじゃないかと考へられる。しかし投票資格の問題でなくして、私の言っているのは、移民の生活の實際の上に確定的な問題を取り上げていきたいということが骨子になつてゐる。立場が違ふ。だから私たちが移民されて行つた者が、その目的である農業経営によつて生活ができるというところの上に立つてものを考へていく。あなたの考え方がいけませんと、投票資格の問題を取り上げていって、それによつてまかなつていくという考へ方である。そこに根本的な食い違ひがある。だから私のような考へ方になつていくと、今言つた何も農林大臣を入れなくてもいいじゃないかという結論よりも、入れたつていいじゃないかという結論が強く出てくる。その考へ方をもう一回伺いたい。

○園田政府委員 それは本質的に變つてゐるわけではありませぬ。やはり移民された後のいろいろな世話をするには、農林大臣の権限というよりも、農林省が持つてゐる技術あるいは識見等を多数お力添えを願つた方がよい、これは私は当然のことだと考へております。ただ大蔵大臣との場合には、いろいろなさういふ事業を計画した後、資金面の支出がございまして、あるいは會計監督の面がございまして、法文上に明記してございしますが、他の農林大臣、通産大臣、労働大臣、外務大臣と

の間は、これは同等の資格をもつて協議をすればよいことであつて、協議並びに発言権については中村委員と同様の意見を持つております。

○中村(時)委員 私は何もあなたの方を信用しないという意味じゃない。何もこれを書かなかつたからといって、そのことが問題になるほどのことではない。しかもこしはばらばらの間は、やはりさういふ農林關係の重点的な施策が盛り込まれていく。そこで、あなたの党の中においてはさういふ意思の疎隔がないとおつしやるかもしれないが、あるときによつては、法文にないから次の内閣でできた場合やろうと思へばやれぬことではないと思ふのです。だから私の言つておることは、こしはばらばらの間の基本的なものをこであなたの方の賢明な知識によつてはつきりさせておく方が、將來問題を起さないという基本ができるのではないかとこのことを言つておるのです。だからあなたの今の立場を言つておるのじゃないのです。

○園田政府委員 私も決して外務省出身でもなければ、外務事務當局を代表する者でもなく、これを統一、調停の立場に立つ側にあるわけでございます。決して外務省の権限だけを主張してゐるわけではございません。しかし中村委員の御主張される点等もございまして、農林省からさらに強い要求もございまして、政府としては今のうちに統一したわけでございます。

○中村(時)委員 私がなぜさういふことを言うかといひましたら、今までもこの会社ができる問題あるいはその以前の問題、さういふ問題を考へた場合に、農林、外務のあつてきという非常

に大きな問題があつたはずで、これは御承知の通りだらうと思ふ。さういたしましたときに、このこと自身が將來において再びさういふことを惹起しないというこの結論には私はならないのです。さういふことをやられると困つてくるのは移民そのもののものです。何とあなたの方や官僚が實際困るのじゃないのです。これをやられてゐるためにおかれてゐるのです。そのことは血のにじむような悲痛の状態をたくさん出してきてゐることもわかる。私もあの予算委員会ですれを讀み上げましたけれども、あつた悲惨な状態が至るところに起つてゐるのです。ただわれわれが渡航し一カ月か二カ月見てきて、それによつてどうかうというやうな簡単なものではない。向うは血みどろの戦いなのです。ただ言へること、向うには食生活というものがあつた程度緩和されてゐる、飯だけは何とか食えるけれども、文化は非常におくれた状態である。さういふやうな観点から考へまして、將來政争の具やあるいは各官庁のなわ張り争ひの用に供せられぬやうにしておくことが、今の内閣において最も重大だと思ふ。また政治力とかなんとかいふことではなくて、あなた自身賢明な感覚を持つてゐるのだから、それを取り上げてはつきりとした態度を出されるということが一つ。もう一つは、こであなたはおつしやつたやうに、その内容の検討すらも政務次官が十分でないとおつしやつてゐるくらいに、どうしてもさういふことが今の官僚制度の上から起つてくるのです。私が官僚でおつたからかもしれませんが、そのやうな

状態を中から見たときに、当然セクト的なことが起つてくると思ふ。それは園田さん自身もおわかりだらうと思ふ。私は何もこで官僚攻撃をしようとは思ひませんけれども、さういふ感情をあとにまで残したくないというのが私の念願です。

○園田政府委員 御質問の御趣旨も、御指摘を賜つた御注意の点も十分よくわかつております。法案作成の経緯につきましても、外務省、農林省の間に熱心さの余りから来る対立があつたことも私は承知してあります。政府として統一をし、外務省事務當局としてこの法律案には、外務省事務當局自体の考へ方からいふと、まだまだ意見があるやうでございます。大蔵省にも意見があるし、農林省にも意見があるやうでございます。政府として今御指摘のやうな点がないやうに審議会を作り、その審議会には農林大臣あるいはその他の大臣をも加えて、人事の交流等もやり、次官の申し合せをやつて、さういふ欠陥がないやうに政府として統一をし法案作成をお願いした以上各省の熱心さの余りの意見を最後まで出し合うことは、これは熱心さの余りではなくて、官僚のなわ張り争ひになるおそれがあると思へております。御指摘の点につきましては十分注意をして、運営上並びに今後の申し合せ等にはさういふ点の御不審がないやうにいたしたいと思へております。

○中村(時)委員 今の問題は考へ違いなのですから、ただあなたがそれを六にとつておるか私が十にとつておるか、それによつての打ち方の相違なのです。だからこれ以上問題は取り上げません。

うも時間がないということをし申し上げ
まして、委員の方々には私自身とし
ましては極力御了解をいただきたいとい
うことを申し上げた次第でございます
す。これは私の方の理事といたしまし
ては一人だけ欠けておるので、二人は
出ておりましてみな同感でございます
から、私は委員長に対しまして、私
どもの理事会がきめましたことを率直
に申し述べて御了解を得ようとした次
第でございますから、これも御考慮に
入れまして御裁断をお願いしたいと思います。

○植原委員長 今の須磨君の御意見は
私も承知いたしております。なお連合
審査会であるから非常に慎重に取り扱
わなければならないというので、今朝
も特に理事会を開いて何人の発言も制
限しない、時間も制限しない、外務委
員は遠慮して発言しない、そうしても
農林水産委員の方々の間に関連質問
があるならば、それは努めて寛大に許
そう、そうしてできるだけ皆さん方の
意見をこの委員会へ反映するようにし
ようというだけの慎重なる考慮を払っ
て、この連合審査会は今日終了するこ
とにけさほどの理事会で決定したので
あります。ただただいま足鹿君の御
意見もありますので、これも考慮すべ
きだと思えますから、明日外務委員会
の理事会を開きまして御相談いたし、
また外務委員会も開かれますから、外
務委員会の決定を待つて農林水産委員
長に御返事することにいたします。さ
よう御了承願います。

本日の連合審査会はこれにて散会い
たします。

午後五時五十九分散会

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局